

令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業
「こども家庭センターにおけるケースマネジメントの充実に向けた調査研究」

市町村こども家庭相談のケースマネジメント実践モデル
ガイドライン（試行版）

令和8年3月

1 実践モデルガイドライン（試行版）の位置づけ	3
1-1 実践モデルガイドライン作成の目的	3
1-2 実践モデルガイドライン（試行版）の特徴と機能	3
1-3 進展と諸課題	4
(1) 市町村こども家庭相談に関する施策と実践の変化	4
(2) 市町村こども家庭相談の進展	7
(3) 市町村こども家庭相談の諸課題	8
2 実践モデルの概要	10
2-1 理論的基盤	10
(1) 市町村こども家庭相談の目的	10
(2) こどもの基本的ニーズ	10
(3) 地域包括的・継続的支援を担うケースマネジメント	12
(4) ライフモデル、エコロジカルモデル（Life Model / Ecological Model）	13
(5) ストレングスモデル（Strength Model）	13
(6) ナラティブアプローチ（Narrative Approach）	13
(7) 解決志向アプローチ（Solution-Focused Approach）	14
(8) 家庭中心アプローチ（Family-Centered Approach）	14
2-2 実践の価値基準	15
(1) 対象	15
(2) 目的	17
(3) めざす「こども・家庭の姿」（実践の目標）	18
(4) 行動指針	19
(5) ケースマネジメントの役割	21
2-3 実践フェーズの関係性	22
3 価値基準に基づく実践内容	23
フェーズ1 インテーク	23
フェーズ2 アセスメント	25
フェーズ3 プランニング	28
フェーズ4 支援の実施・調整	31
フェーズ5 プロセスモニタリング	33
フェーズ6 アウトカム評価	35
フェーズ7 終結（引継ぎ）と再関与モニタリング	37

4 実践モデルに必要なツールの検討 ※今後の検討課題	39
(1) アセスメント・プランニングに必要なツールの検討	39
(2) 実践のプロセスや結果の評価に必要なツールの検討	39
5 実践を下支えする基盤 ※今後の検討課題	41
5-1 市町村の組織体制	41
5-2 人材育成	41
5-3 地域資源開拓と家庭支援事業等整備	42
5-4 業務効率化	42
5-5 包括的な支援調整の仕組み	42
5-6 継続的な引継ぎの仕組み	43
5-7 都道府県による市町村支援	43
引用文献	44

1 実践モデルガイドライン（試行版）の位置づけ

1-1 実践モデルガイドライン作成の目的

これまでの「市町村子ども家庭支援指針」の理念を引き継いだ令和6年度からの「こども家庭センターガイドライン」（第3章）では、こども家庭センター（児童福祉機能）におけるこども家庭相談の役割として、こどもの最善の利益や安全確保のほか、こどもや保護者の「参加の促進」や養育者への支援の視点に立った「家庭全体のアセスメント」「保護者の困り感に寄り添ったニーズアセスメント」等を重視し、サポートプランの作成を通じて、こどもや保護者と「協働関係（パートナーシップ）を構築」して「強み」を把握し、「多様な支援」（地域資源・家庭支援事業等）と協働しながら、ニーズに応じた「切れ目のない」「包括的・継続的な支援」を進めることとされている。

これらの主要なキーワードが示す理念を反映したこども家庭相談の業務内容は、こども家庭センターガイドラインに散見されるが、理念に従った一貫性のある実践の具体的な行動基準は必ずしも明確ではなく、行動基準を各業務に落とし込んだ具体的な行動ベースの実践内容に関する記載も限られている。また、国による児童虐待防止対策が推進されてきた中で、虐待事実やリスクの調査・管理が先行し、同時に国の指針が重要視してきた各家庭のニーズに応じた包括的・継続的な支援など上述のキーワードが示すような本来的な「こども家庭相談」の実践と市町村業務の実態に一定の隔たりが生じている可能性がある。

そこで、市町村こども家庭相談において、こども家庭センターガイドラインが示した理念に沿って包括的・継続的な支援を進めるケースマネジメントの実践が備えるべき価値基準と具体的な実践内容を体系的に整理した実践モデルガイドラインを作成し、今後の試行を経て、こども家庭センターガイドラインの付属的な指針（こども家庭相談の日々の実践に直接的に役立つ指針）としての提示をめざすこととした。

1-2 実践モデルガイドライン（試行版）の特徴と機能

本ガイドライン（試行版）は、市町村こども家庭相談の実践経験者及び有識者で構成する検討委員会において、市町村こども家庭相談の実践の進展と諸課題（後述 1-3）を議論しながら、上記の主要な理念の実現に向けて依拠すべき背景理論や価値基準（目的・行動指針）、各実践フェーズの実践内容を検討し、複数の市町村の実践者からヒアリングした実践内容を各実践フェーズの実践例として整理した。

■ 本ガイドライン（試行版）が記載を充実させた主な特徴として、以下が挙げられる。

- ・ 各家庭の状況の変化に応じてアセスメントやプランニングを繰り返す、市町村による関与度に濃淡をつける、終結後の状況変化に応じて再相談を柔軟に受け付けるなど、市町村こども家庭相談の実践の実態に近い円環的なケースマネジメントを前提としたこと
- ・ 虐待事実やリスクの調査・管理に偏った業務ではなく、上記の主要な理念にある家族との協働関係や家庭全体のニーズアセスメントに基づく多様な支援を主眼としたこと

- ・ 要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の枠組みによる本人同意のない情報共有や協議に依存せず、サポートプランの導入に代表される**家族との直接対話による本人主体の支援や、要対協内部の機関のみに捕われない地域資源との連携**を重視したこと

■ 本ガイドライン（試行版）に今後期待される主な機能として、以下が挙げられる。

- ・ モデル的な価値基準と実践内容が明確になることにより、市町村こども家庭相談の充実を目指す市町村が参照し、**日々の実践に取り組みやすくなること**
- ・ 実践の水準（価値基準に基づく具体的な実践内容）が明確になり、モデルへの忠実度をチェックすることで**実践のプロセスを評価し、実践内容の改善に取り組みやすくなること**
- ・ 実践モデルが示す価値基準と実践内容をこども家庭センター内や都道府県内で共有することにより、人材育成の目標や方策、研修の企画内容、実践を下支えする支援事業・地域資源の整備方針、関係機関・地域資源等との支援調整（分担・協働）・引継ぎの仕組みの強化などの焦点を絞り、**モデル的な包括的支援体制づくりに取り組みやすくなること**

これらが各市町村の実践や体制等の実情に応じて有効に機能することをめざし、本ガイドライン（試行版）は、検討委員会の議論と自治体ヒアリングの結果から幅広く背景や課題、価値基準、実践内容などを掲載した。今後、複数の市町村において本ガイドライン（試行版）に沿った実践を試行し、実践モデルとしての分量や体系、記載内容に見直しを加え、より効果的で実用的なケースマネジメント実践モデルを構築する。ただし、実際に本ガイドラインに沿った実践を試行する際は、実践モデルの水準（価値基準に基づく実践内容）に則った**実践プロセスの評価（忠実度の確認等）と実践結果の評価の枠組みを設け、実践の改善に取り組みやすくなる必要がある。**この評価枠組みの整理は今後の課題である。

1-3 進展と諸課題

(1) 市町村こども家庭相談に関する施策と実践の変化

約 30 年前、こども家庭福祉のためのソーシャルワークを「市町村の地域福祉機能」として発展させることが課題とされ（高橋, 1998）、2000 年には、社会福祉基礎構造改革により市町村が地域福祉の主な担い手であることが社会福祉法に明記された。都道府県（児童相談所）が中心だった児童家庭相談業務について、市町村が身近な場所での相談・支援の第一義的な実施主体となることが児童福祉法（2004 年改正）でも明確化された（第 10 条）。その後、日常生活圏域での地域福祉の体制が充実する中、こどもの成長段階や問題による制度間の切れ目が多いこども家庭福祉分野についても、市町村域やその域内のいくつかの区域を基盤とした**多機関・多職種連携での包括的で継続的な支援**（柏女ら, 2020）の充実が期待されてきた。

また、こども家庭福祉分野における市町村は同時に、児童虐待防止法（2004 年）による「児童虐待の予防」の責務を負い、虐待通告先（第 6 条）に加えられた。児童福祉法（2004 年改正）上は要保護児童の相談業務を担うこととされ、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）の設置により、多機関連携が図られるとともに、本人同意なくこども・家族の情報を共有して協議できる枠組みが制度化された。要保護児童対策地域協議会設置・運営指針

(平成 17 年 2 月 25 日雇児発第 0225001 号)のもと、2005 年度から全国の市町村で設置と運営方法の整備が進められ、ほぼ全ての市町村で要対協の設置が完了 (2024. 10. 1 時点の設置率は 99.5%) し、この間、こども家庭相談を担う職員数も倍増 (2006 年度 6, 286 人→2024 年度 12, 351 人) する中、特定妊婦・要支援児童・要保護児童 (以下「要支援児童等」と総称) について関係機関が連携して対応する基本的な運用は着実に浸透してきた。

一方で、児童虐待相談対応件数の増加や重篤な虐待事例への注目等に伴い、市町村の現場実践が虐待の調査・管理を重視せざるをえなくなった結果、要対協の「本人の同意なく協議できる枠組み」という側面が偏重され、虐待やリスクへの対応のためにこども・家族と合意形成することなく多機関が情報共有や協議を行う運用が広がってきた。支援計画の作成に保護者が 1 件も参画していない自治体が 55.0% (2022 年 11~12 月: 有効回答 1, 049 自治体) に上る (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング, 2023) など、市町村が担う地域福祉機能としてこども・家族、地域とともに進めるべき本来的な「こども家庭相談」の停滞がみられた。

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 (社会保障審議会児童部会, 2016) は、「保護中心」から「養育中心」に力点をおいた子ども家庭福祉の構築をめざし、適切に養育されるこどもの権利を保障する「家庭支援」理念の明確化や社会資源・支援拠点の整備による在宅支援強化などを提言し、児童福祉法 (厚生労働省, 2016) は、権利主体であるこどもの「最善の利益」の優先的考慮、こどもが実父母や親族等の家庭で健やかに養育されるための保護者支援 (自治体の第一責務) の優先原則、市町村の支援拠点整備による在宅支援強化、市町村送致・市町村指導委託などを規定した。在宅支援を含む地域での養育支援の具体化に向け、新しい社会的養育ビジョンは、家庭を維持する市町村の体制強化や資源創造、在宅支援と代替養育の連続性のある運用を求め、2020 年度からの都道府県社会的養育推進計画の下、市町村の支援体制構築 (支援拠点整備、児童家庭支援センター機能強化、施設多機能化、支援事業充実) に向けた都道府県等による支援も強化されてきた。このような家庭支援強化の流れの中、策定した支援計画の 5 割以上に保護者が参画した市町村も全国の約 8% 存在し (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング, 2023)、保護者との協働による実践が進められている。

2022 年改正児童福祉法では、市町村は、母子保健と児童福祉が一体となったこども家庭センターを中核に、関係機関や地域資源との協働による包括的支援体制を築き、包括的かつ計画的な支援のための計画 (サポートプラン) を活用して妊産婦・子育て家庭・こども (以下、文脈に応じて「家庭」又は「本人」と総称) と相談しながら包括的・継続的な支援を推進すること、提供が必要な者に対して家庭支援事業の利用を勧奨・支援しなければならないことが求められており (こども家庭庁, 2024a; こども家庭庁, 2024b)、要支援児童等の支援においてもサポートプランと家庭支援事業の活用が徐々に進められている (こども家庭庁, 2025)。2025 年度からの社会的養育推進計画 (こども家庭庁, 2024c) では、実父母や親族等の家庭で健やかに養育されるための保護者支援を第一責務とした家庭養育優先原則とパーマネンシー保障が計画全体の理念とされ、市町村の支援体制の強化とそのためのも都道府県等による支援に計画的に取り組むこととされた。2022 年改正児童福祉法は、以下のとおり、サポートプランの活用、家庭支援事業の整備・実施、多機関連携強化・地域資源開拓により、包括的・継続的な支援の充実を市町村に求めている。

2000年	社会福祉基礎構造改革により、市町村が地域福祉の主な担い手であることが社会福祉法に明記
2004年	【児童虐待防止法】市町村が「児童虐待の予防」の責務を負い、虐待通告先に追加 【児童福祉法改正】市町村が身近な場所での相談・支援の第一義的な実施主体として明確化 要保護児童対策地域協議会の設置により多機関の連携枠組みが制度化
2006年度	こども家庭相談を担う職員数：6,286人
2016年	【社会保障審議会児童部会】「 保護中心 」から「 養育中心 」への転換、 家庭支援の強化 を提言 【児童福祉法改正】こどもの「 最善の利益 」の優先考慮、保護者支援（自治体の第一責務）の優先原則、市町村の支援拠点整備・市町村指導委託等による 在宅支援強化
2020年度～	【社会的養育推進計画】都道府県社会的養育推進計画の下、市町村の支援体制構築（支援拠点整備・施設多機能化等）に向けた都道府県等による支援を強化
2022年	【児童福祉法改正】市町村における 包括的支援体制の強化 に向けて以下を規定 ○市町村業務に、サポートプラン作成による包括的で計画的な支援が追加 ○母子保健と児童福祉が一体となったこども家庭センターの設置を努力義務化 ○家庭支援事業の整備、 事業の提供が必要な者への利用の勧奨・支援を義務化 ○多機関連携強化・地域資源開拓など、有機的連携の下での支援を円滑に行う体制の整備をこども家庭センター業務に位置づけ
2024年度	こども家庭相談を担う職員数：12,351人（2006年度比で約2倍） 要対協の設置率：99.5%（2024.10.1時点） こども家庭センターの児童福祉機能によるサポートプラン新規作成件数：全国で約25,000件
2025年度～	【社会的養育推進計画】家庭養育優先原則と パーマナンスー保障 が市町村による支援体制強化を含む計画全体の理念とされ、都道府県等による支援を引き続き推進

■ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）

● サポートプランの作成等（児童福祉法第10条第1項第4号）

市町村は、支援が必要な妊産婦・子育て家庭・こどもと相談しながら、その意向や状況に応じた支援の内容等を記載する計画（＝各家庭と協働でつくるプラン）を作成し、**包括的で計画的な支援**を行う。

➡ 家庭状況を踏まえた市町村内部や要対協構成機関の協議により作成する傾向があった支援計画に基づく相談支援から、**各家庭との対話を通じたニーズ把握や支援内容の話し合いに基づく相談支援**の推進へ

● 家庭支援事業の実施・利用促進（児童福祉法第21条の18第1項・第2項）

市町村は、預かりや訪問、居場所などによる6つの「家庭支援事業」を実施するとともに、事業の提供が必要な者に対して**利用を勧奨し、利用を支援しなければならない**。利用が著しく困難なら提供できる。

➡ 申請を待つサービス運営から、**必要な家庭にサービスの利用を働きかけて提供を進める支援**の推進へ
自らは求めない家庭にも、必要なら事業者と協働し**支援を積極的に提供する努力を尽くす必要**がある。

● 多機関連携強化・地域資源開拓（児童福祉法第10条の2第2項第2号・第3号・第4号）

こども家庭センターは、関係機関との連絡調整や、**支援を行う者（関係機関・団体等の地域資源）の確保、相互の有機的な連携の下での支援を円滑に行う体制の整備**などにより、支援を促進する。

➡ 従来からの業務（情報提供・相談対応等）を子育て支援事業者や関係機関とともに行うだけでなく、地域での柔軟な支援や家庭支援事業等の公的な個別支援から成る**多層的な包括的支援体制づくり**を推進へ

(2) 市町村こども家庭相談の進展

市町村が身近な場所での相談・支援の第一義的な実施主体となって要対協が制度化された2004年改正以降、保護者支援の責務と市町村の支援拠点整備・市町村指導委託等による市町村機能強化を加えた2016年改正、サポートプラン・こども家庭センター・家庭支援事業・地域資源開拓等による市町村の包括的支援体制の強化を規定した2022年改正を経てきた2025年度現在までのこども家庭相談の進展は以下のように整理できる。

① 要対協を基盤とした多機関連携の定着と担い手の拡充

ほとんどの市町村（99.5%：2024.10.1時点）で要対協の設置が完了し、2017年度からのこども家庭総合支援拠点の整備によって関係機関への連絡窓口の明示も進んで連携窓口が明確となった（鈴木ら, 2022）。こども家庭相談を担う児童福祉担当職員数は2006年度の6,286人から2024年度12,351人へと約20年間で倍増した。

② 住民との接触機会やアウトリーチ機会の創設・拡充

妊娠届出時の全数面接や、2021年度から国庫補助が始まった産婦健康診査、2022年度に予算化された伴走型相談支援（現・妊婦等包括相談支援事業）の普及、地域子育て支援拠点事業の実施か所数の増加（2007年度4,409か所→2023年度8,016か所）など、幅広い家庭と市町村が早期から接点を持ち、様々な家庭が相談・支援にアクセスする機会や市町村が状況を把握して切れ目のない支援を届ける仕組みが充実してきた。また、乳児家庭全戸訪問事業は95.1%、養育支援訪問事業は75.2%、子育て世帯訪問支援事業は43.0%、支援対象児童等見守り強化事業は10.2%の自治体で実施（2024.10.1時点、こども家庭庁, 2025）されており、アウトリーチ型支援の基盤も段階的に整備されてきている。

③ 専門職配置や多職種連携による支援の進展

一定規模以上の市町村の児童福祉部門を中心に福祉系専門職の配置（全国市町村の児童福祉担当職員に占める割合：社会福祉士2006年度2.5%→2024年度18.8%、保育士9.6%→13.1%、精神保健福祉士0.6→1.7%）が進んだほか、心理職との連携・協議の機会や、母子保健担当部署の保健師等、配置が増えているスクールソーシャルワーカー等の多職種の連携機会が増えており、同行訪問（有効回答645自治体のうち庁内職員と積極的に同行46.7%、関係機関と積極的に同行36.4%）、児童福祉・母子保健の両機能の職員の話し合いの場の確保（同78.0%）や両機能業務への同行・同席（同67.6%）など、会議体にとどまらない日常的な多職種連携の実践が広がっている（三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2025）。

④ 家庭との協働やサポートプランを活用した相談実践の進捗

支援計画の5割以上で保護者が参画した市町村は約8%（三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2023）であったが、こども家庭センターの児童福祉機能による2024年度のサポートプラン新規作成件数は全国で約25,000件（参考：2024.4.1時点の要支援児童・要保護児童・特定妊婦の数は約245,000人）（こども家庭庁, 2025；2026）となり、サポートプランを活用して各家庭と対話する場面設定や方法等も各自治体での工夫（三菱UFJリサーチ&コンサル

ティング, 2025) がみられており、各家庭との対話に基づく相談支援が進みつつある。児童相談所の虐待対応とは区別し、子どもの安全・安心／子ども・家族のウェルビーイングを目標に、リスク低減やニーズ充足に役立つ強みや資源に着目したリスクアセスメント／ニーズアセスメントを充実させ、「見守り」以上の支援に向けたアセスメント・プランニングを進める「支援型」実践モデルを研究者とともに実践した自治体もある（畠山, 2023）。

(3) 市町村こども家庭相談の諸課題

市町村こども家庭相談の実践は着実に進展してきたが、各家庭との対話や関係機関・団体等との協働による包括的・継続的な支援の発展に向けて、以下のような課題もみられる。

① 「虐待・リスク」視点の偏重とウェルビーイング視点の不足

国による児童虐待防止対策が推進される中、「虐待の有無」や「リスク管理」を主眼とする業務への偏重が依然として残っている市町村では、家庭内を加害者／被害者という二元的な枠組みで捉えがちな傾向にある。結果、こどもと家族の多様なニーズに応じた支援のグラデーションが実現されず、支援の本来の目的であるウェルビーイングの実現から逸脱してしまう傾向がみられる。各家庭のニーズを中心に据えた支援への転換が求められる。

② 家族との対話や協働関係構築の不足

支援計画の作成に保護者が参画していない自治体が過半数にのぼり、当事者不在のまま支援方針が決定されるケースが未だに多い。職員が家族との対話や家庭訪問に消極的で、行政的なサービス案内にとどまる場面もみられる。サポートプランの活用が進んでいる今、市町村こども家庭相談の役割を家族に明確に示し、透明性の高い丁寧な対話を通じて家族との対等な協働関係（パートナーシップ）を構築しながら、家族とともにニーズの整理、目標設定、支援内容の話し合いなどを進めることで、支援への家族の関与度（エンゲージメント）を高める姿勢が重要となる。

③ 支援の目標・アウトカムの不明確さと実践評価の不在

「何を目標に仕事をしているのかわからない」という現場の声があり、価値や規範が定まらないまま、支援方針が会議の雰囲気や声の大きさと決まってしまうこともある。現場実践に役立つ具体的な行動指針や実践内容、評価指標が未整備のため、求められる実践レベル（実践の各フェーズで求められる行動の水準）を、どの程度その意図どおりに忠実に再現できているかという忠実度（フィデリティ）の確認や実践によるアウトカムの評価、その評価結果に基づく実践の改善が進められていない。評価結果に応じて人員体制を充実させられるようなインセンティブ制度も存在しない。まずは明確な実践の目標水準を設定し、その目標に向けて実践の質を担保するための評価基準や評価枠組みが必要といえる。

④ 多機関で行う協議の形骸化と多機関による連携・支援の中断

要対協の個別ケース検討会議が事後報告や承認の場へ形骸化し、会議開催が目的化している自治体もあり、会議の目的や協議内容が不明確なまま運用される例がある。主担当機

関が決まると他の関係機関が「お任せ」状態となり、各機関が行ってきた家庭との関係構築や家庭への関わり、支援が途切れる場合がある。実効性と効率性の高い会議運営と、多機関それぞれの強みや家庭との関係性を活かした関わりや支援を継続させる実践モデル及び仕組みづくりが求められる。

⑤ 受理時・終結時の濃淡調整の困難による過重負担

相談の入口や出口における受理・終結の判断や市町村による関与の濃淡調整が不十分な場合、全ての相談を抱え込むことで市町村によるケースマネジメントの負荷が高まってしまう。市町村のケースマネジメントによる関与が必要か否かについての適切な受理／不受理の判断、不受理とする事例の地域・関係機関中心の同意ベースの対応への振り分け、終結時の他部署・他機関や地域資源への引き継ぎ、再受理基準の明確化による円滑な再受理など、ケースマネジメントによる関与度の柔軟な調整が求められる。（※この課題への対応のためには、不受理・終結とする事例や再関与する事例の基準や具体例等を引き続き検討する必要がある）

⑥ 地域全体での支援体制づくりの視点の弱さ

多くの自治体は要対協を中心とした機関連携に力を入れてきており、住民や地域団体の活動、NPO等の民間団体、商店や企業など、地域の多様な主体と協働して個別の相談支援や地域資源による支援体制づくりを進めることに慣れていない場合も多い。要対協の構成機関だけでできることの限界に悩み続けるのではなく、こども家庭センターによる相談支援のイメージを「機関連携」から「地域協働」にアップデートする必要がある。

⑦ 相談体制の維持と専門的な人材育成の難しさ

こども家庭相談を担う人材の育成やキャリアの段階・道筋（キャリアラダー）が国や自治体として明確でなく、一般事務職と同じ市町村の人事異動システムの中で、正規職員の在職期間の短さや非常勤職員の割合の高さなど、専門性が個人にも組織にも蓄積されにくい構造が続いている。全国的に専門的な実践を蓄積する仕組みも未発達であり、研修やOJT、スーパービジョンの体制が不十分な自治体では、実践の蓄積や人材育成が進んでいない。経験や資質、専門性のある一部職員に業務が集中し、疲弊や離職につながるリスクがある。市町村こども家庭相談の相談体制と質の維持・向上のためには、キャリアラダーの明確化による専門職としての人事管理と人材育成、実践の組織的な記録・蓄積、自治体を越えた実践の共有、都道府県等による研修や人材育成支援などの仕組みの構築が不可欠である。

⑧ 自治体規模への対応が十分でない制度・施策に伴う自治体間格差

一定規模以上の自治体の組織やニーズ、資源等を想定した相談体制や支援事業の設計に伴い、小規模自治体では、専門職配置やマンパワーの確保困難による相談体制の未整備、家庭支援事業等の見込ニーズ量の少なさや担い手不足に伴う支援事業の整備の遅れがみられる。自治体規模を考慮した制度・施策の設計や実情に合わせた対応の充実のほか、各市町村の規模に応じた体制や事業、実践モデルを逃れた柔軟な運用を進める必要がある。

2 実践モデルの概要

2-1 理論的基盤

本ガイドラインは、市町村こども家庭相談の実践経験者と有識者から成る検討会を通じて、以下(1)～(3)に立脚し、また、(4)～(8)の考え方を参考に個々の家族に適した姿勢や対応を保つことを基本に据え、実践内容に関する市町村ヒアリング結果も踏まえて作成した。

(1) 市町村こども家庭相談の目的

市町村こども家庭相談は、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもを対象として、こども及びその家庭の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする。

こども家庭相談においては、常に**こどもの最善の利益を優先**して考慮し（児童福祉法第2条）、こどもの年齢・発達に応じて意見を聴取し、その意向を尊重する。全ての支援において**こどもの安全の確保**を念頭に置く。安全とは、あらゆる形態の暴力やネグレクトからの保護、リスクの除去にとどまらず、**家庭全体の包括的なニーズ**を充足する積極的な支援を通じて維持・構築される「**能動的な安全**」も包含するものと理解して実践する。

児童福祉法（第3条の2）が定める**家庭養育優先原則**に基づき、こどもが実父母や親族等の家庭で健やかに養育されるための保護者支援を第一責務とし、家庭での養育が困難な場合には家庭と同様の養育環境を確保する。こどもの**健やかな成長・発達**を支援し、発達段階に応じた養育環境の確保と支援へのアクセスを保障する。こどもの**自立**を保障するため、妊娠期から社会的自立に至るまで包括的・継続的な支援に努め、こども自身のレジリエンスを高める。

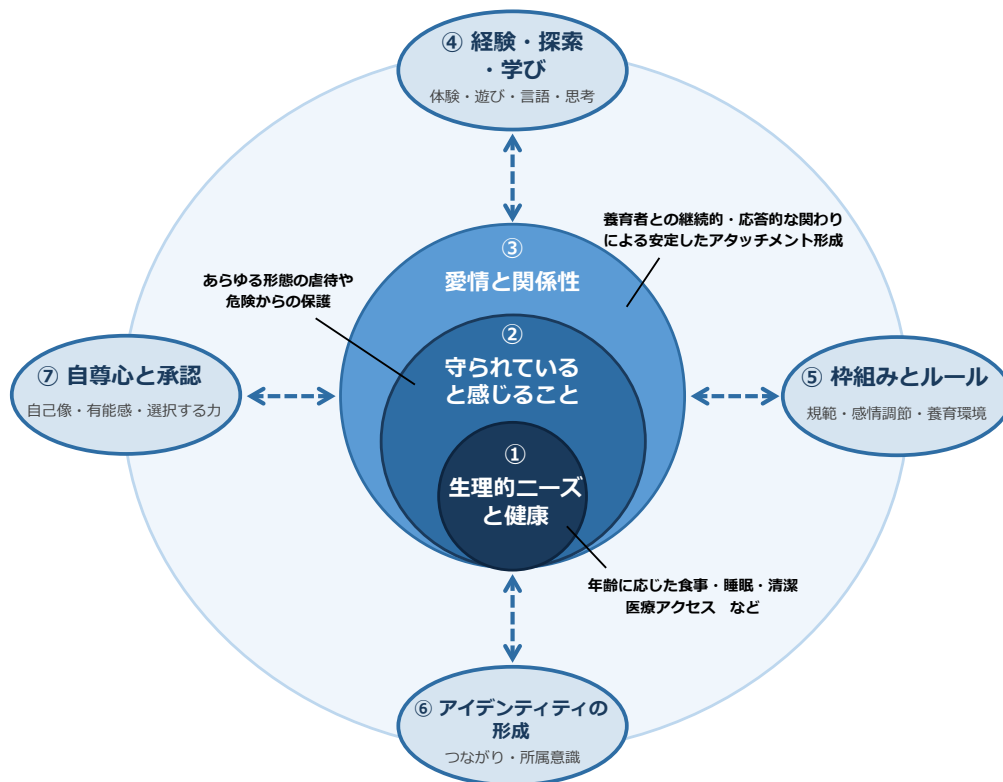
パーマネンシー保障の理念に基づき、こどもが将来の見通しをもつことができ、自分にコミットしてくれていると感じられる存在や、そこに所属を感じられ、いつでも戻れる場所、いつでも頼ることができる信頼できる人とのつながりが保障されている状態を実現する。こどもと家族が心身ともに健康で、主観的な満足や安心感を持って生活できる「より良い」状態（ウェルビーイング）の実現をめざし、こどもが地域の中で「より良く」暮らし続けることができる社会を創る。母子保健と児童福祉の一体的運営、地域の様々な機関や資源との連携・協働を通じた**包括的な支援**を、**継続性・連続性**をもって切れ目なく提供・調整する。

(2) こどもの基本的ニーズ

こどもの健やかな成長・発達を支援するためには、全てのこどもが持つ基本的なニーズを理解し、それらが充足されるよう働きかけることが不可欠である。本ガイドラインでは、こどもの基本的ニーズを実践の目的として整理した仏国政府の「*Démarche de consensus sur les besoins fondamentaux de l'enfant en protection de l'enfance*（児童保護におけるこどもの基本的ニーズに関する報告書）」（2017年）、マズローの欲求階層説（Maslow, 1943; 1954）、OECD こどもウェルビーイング指標（OECD, 2009; 2021）を参照し、こども家庭相談の実践によって満たすべきこどもの基本的ニーズを、他の全てのニーズ充足の前提条件となる

3つの「基盤ニーズ」と、4つの「他の発達ニーズ」に整理した。計7つの普遍的なニーズは相互に依存しながら、こどもの年齢・発達段階や置かれた環境に応じて具体的内容や優先度が変化する。こども家庭相談による家庭への関与によってめざす「こども・家庭の姿」(p15:2-2 実践の価値基準)は、7つの「こどもの基本的ニーズ」が満たされた状態である。

こどもの基本的ニーズ (図1)



【基盤ニーズ】他の全てのニーズ充足の前提条件となる安全・安心に関わるニーズ

ニーズ	内容
① 生理的ニーズと健康	年齢に応じた食事・睡眠・清潔、適切な衣服、医療・健康診断へのアクセス、健康教育
② 守られていると感じること	あらゆる形態の虐待（身体的・性的・心理的・ネグレクト・DV 曝露）からの保護、外部環境の危険からの保護
③ 愛情と関係性	少数の安定した養育者との継続的・応答的な関わり、乳幼児期における安定した愛着形成

【他の発達ニーズ】

ニーズ	内容
④ 経験・探索・学び	身体的・物理的体験、遊びや創造的体験、言語・表現の経験、認知的・思考的経験
⑤ 枠組みとルール	社会的規範・価値観の内面化、感情や行動の調節能力の獲得、一貫した養育環境
⑥ アイデンティティの形成	ずっと続く人とのつながり、地域や家族への所属意識、多文化的存在としての自己認識、個性・性別・文化・国籍・信条等の尊重と承認
⑦ 自尊心と承認	肯定的な自己像、有能感、選択する力、将来を考える力、共感し合える安定した人間関係を築く力

(3) 地域包括的・継続的支援を担うケースマネジメント

こども家庭福祉分野における地域包括的・継続的支援体制とは、市町村域ないしは市内のいくつかの区域を基盤として、こどもの成長段階や問題によって制度間の切れ目の多いこども家庭福祉問題に、多機関・多職種連携により包括的で継続的な支援を行い、問題の解決をめざすシステムづくり並びにそのシステムに基づく支援の体系をいう（柏女ら, 2020）。現代社会では福祉ニーズが複雑化・多様化しており、母子保健・保育・障害児支援・社会的養護など縦割りの制度間に「支援の切れ目」が生じやすい。そのため、市町村を中心に関係機関が連携・協働し、妊娠期から子育て期・学齢期・思春期などを通じ、こどもの成長・発達段階や家庭の状況変化に応じて切れ目なく、地域全体で包括的に家庭を支える仕組みの構築が求められている。日本においては、市町村が第一義的に役割を担う高齢者福祉分野の地域包括ケアシステムの理念をこども家庭福祉分野に適用・発展させうる。

こどもや家族と協働し、家庭状況や親子関係等の変化に応じた包括的・継続的支援を進めるためには、一連の支援プロセスの舵を取るケースマネジメントが重要となる。全米ソーシャルワーカー協会が定めた基準（NASW, 2013）によると、ケースマネジメントとは、クライアントに代わって、様々な社会福祉機関や医療機関、そして職員から提供されるサービスを計画し（plan）、探し（seek）、実現を促し（advocate for）、そしてモニタリング（monitor）するプロセスとされている。英国政府のガイドライン（UK Government, 2026）も、家庭全体の包括的ニーズを早期に特定し、地域社会を基盤とした多機関協働による早期支援/家庭支援（Early Help/Family Help）のための計画を家族とともに立て、家族に身近な実践者（Lead Practitioner）が家族に代わって継続的に支援を調整する仕組みを充実させている。

日本のこども家庭福祉分野においても、ケースマネジメントとは、「人（こどもや養育者）が環境（資源）との交互作用によってニーズをみたます空間的・横断的マネジメントを何らかの理由で自分（家族）ではうまくできない時期に、代わりに専門職が、空間的・横断的マネジメントを継続性と連続性をもって『時間的・縦断的』に調整すること」（畠山, 2023）と定義されている。介護や医療に比べてニーズが顕在化しにくいこども家庭支援では、安全やパーマネンシーなどの目標に向け、養育環境としての家族のニーズを掘り起こし、家族が自らニーズをみたませない場合はニーズに合った直接支援（相談）や資源とのリンクを行う。単体のサービスにつないで終わりではなく、アセスメントに基づき、何を目的に個々の支援をコーディネートするのかを計画し、モニタリングして支援の調整や再アセスメントを行うなど、継続性と連続性をもって支援活動を続けていく（畠山, 2023）。

どのような支援を行うにあたって、常に人と環境との交互作用に着目しながら、心理社会的支援と環境への働きかけを効果的に組み合わせ、必要に応じて、クライアントが自ら目標の達成に向かって取り組んでいけるように支援していくことが大切であり、実践者は、行動変容者、仲介者、調整者、擁護者、代弁者、資源開発者、連携者などの役割を担っていくことが求められる（坂野, 2016）。

(4) ライフモデル、エコロジカルモデル (Life Model / Ecological Model)

ライフモデルは、「人と環境の相互作用」に注目し、クライアントが生活の中で直面するストレスや課題を、環境との関係性の中で理解し支援することを重視するソーシャルワーク理論である (Germain & Gitterman, 1980)。人は家族や職場、地域社会などの環境と常に相互作用しており、問題は個人だけでなく「人と環境の関係性」から生じると考える。支援者は、クライアントが環境に適応できるよう援助し、ストレスや危機を成長や変化のチャンスと捉えることが重要である。

エコロジカルモデルは、人間を「生態学的なシステム」の中で捉えることを特徴としている (Bronfenbrenner, 1979)。個人は「ミクロ (家族・友人)」「メゾ (学校・職場)」「エクソ (地域社会・行政)」「マクロ (文化・社会制度)」といった複数のレベルの環境に影響されており、問題の原因や解決策は個人だけでなく、環境やその相互作用の中に存在すると考える。このモデルでは、クライアントを取り巻く多層的な環境を総合的に評価し、必要に応じて家族や地域、制度などにも働きかけることが重要である。

(5) ストレングスモデル (Strength Model)

ストレングスモデル (Rapp & Goscha, 2006; 2012) は、人や環境の長所、潜在的・顕在的にもっている力など、肯定的側面である「ストレングス」に着目した支援を体系化したモデルである。家庭自らがリカバリーしてウェルビーイングにつながっていくためには、家庭自身の力 (ストレングス) に着目したケースマネジメントが重要となる。課題的な側面に焦点を当てると、「問題の原因が常にその人の欠陥・能力不足とみなされる」「問題の性質が専門家によって定義される」「治療や介入は問題の中心となっている欠陥を克服するように方向づけられる」といった弊害が発生するほか、当事者の願望や目標を達成するために必要な多様な資源や可能性が見えにくくなることが多い。

ストレングスモデルでは、当事者や当事者が置かれている環境・地域を「資源のオアシス」と捉え、資源を引き出すような関わり方をする。支援過程は当事者中心で、支援の方向や方法を決めるのも当事者の権利であると考えられる。支援の流れとしては、まず個人と環境のストレングスについてアセスメントを行い、当事者の目標に向けた計画を立て、環境資源を獲得するために環境への様々な働きかけを行うとともに、当事者中心のマネジメントを行う (坂野, 2016)。

(6) ナラティブアプローチ (Narrative Approach)

ナラティブアプローチ (White & Epston, 1990) は、利用者や家族が自らの経験や物語 (Narrative) を語ることを通じて、自己理解や問題の再構成を促す支援方法である。支援者は、利用者の語りを傾聴し、物語の中にある意味や価値を尊重しながら、問題の捉え方や解決への道筋を共に探る。ナラティブアプローチでは、利用者の主体性や経験の多様性を重視し、支援の過程で新たな視点や可能性を見出すことをめざす。

(7) 解決志向アプローチ (Solution-Focused Approach)

解決志向アプローチ (de Shazer, 1985; Berg, 1994) は、原因の追究だけでは解決につながらないため、問題を抱えながらも生活をうまく営むことを重視し、過去の問題よりも将来の解決、できないことよりもできることに焦点を当ててリソースを引き出し、解決を創出する取組である。こどもや家族が自ら主体的に課題解決に向かっていくにあたり、現在抱えている問題を別の面から捉え直すことは有効な手段であり、重要な姿勢である。主な技法に以下がある。

①リフレーミング：ある問題を従来の枠組みから離れ、当事者が異なる視点から捉えられるよう働きかける。行動や状況をストレングス視点から捉え直した提示や問いかけを含む。
②一般化：ある問題を特別なものではなく誰もが経験する共通のものとし、将来への課題として取り組めるよう働きかける。
③外在化：ある問題の原因をクライアントの外側にあるとみなし、個人の問題ではなく状況の問題として受け止め、外在化された事物の解消に向けて一緒に取り組む枠組みとする。
④目標：ある問題を将来に向けて取り組む課題（目標）として示せるよう働きかける。
⑤対処：ある問題の原因を解消するよりも、その問題に対処しようとする行動や努力に注目し、対処行動を強化して問題による弊害を減らす方向で考える。
⑥例外：ある問題が解消できた場面や、問題をうまく解決できた時の状況を認識できるよう働きかけ、具体的行動等を質問で引き出し深掘りして強化する。
⑦スケーリング：ある問題の程度を数値で示し、相対的な見方ができるよう働きかける。当事者自身が変化を認識することや、機関間の評価差を検討することなどに役立つ。
⑧ミラクル：ある問題が解消された状況をイメージし、将来の変化に注目できるよう働きかける。例えば「朝起きて問題がなくなっていたら」という仮の状況を質問（ミラクルクエスチョン）し、その際に生じている変化や状況を具体的に考えていく。

これらの技法を手掛かりに、現在の問題を将来の目標に結びつけ、無意識に行ってきた対処行動に気づくことで、既存の解決を確認し、長所やリソースを再認識するとともに、目標に向けた変化のイメージにつなげる。傾聴・受容・共感に加え、環境の中で努力してきたクライアントの強さに着目し、クライアントのリソースを引き出すことを重視する。

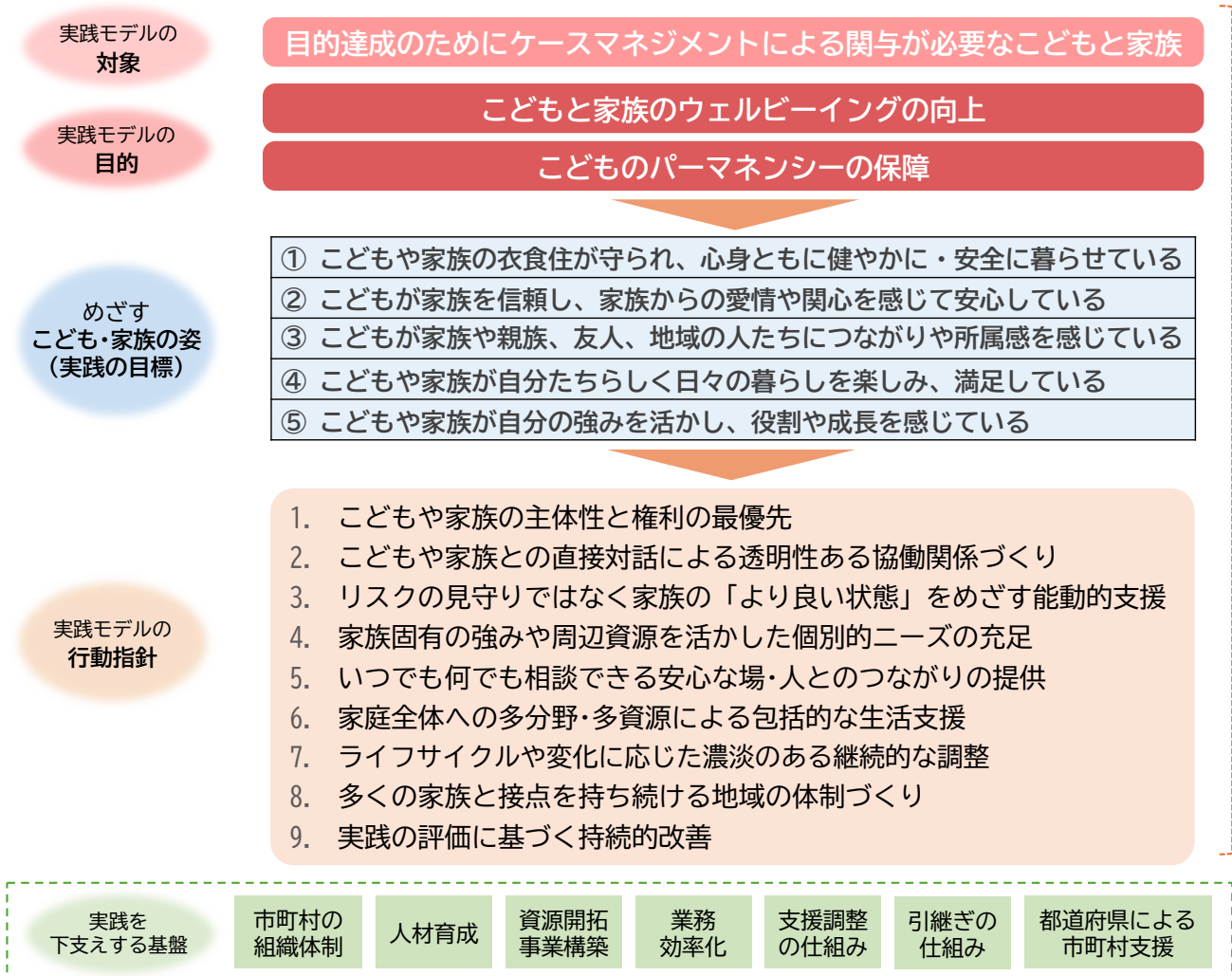
(8) 家庭中心アプローチ (Family-Centered Approach)

家庭中心ソーシャルワーク (Hartman & Laird, 1983) は、クライアント個人ではなく「家庭」を支援の単位とみなすソーシャルワークの実践モデルである。市町村こども家庭相談の実践においても、ニーズ把握や支援の対象はこどもや保護者個人にとどまらず、家庭全体であることを基本とする必要がある。保護者個人だけでなく保護者とその両親(祖父母)、保護者とこどもなど世代間の関係性に焦点を当てることは、家庭の状況・状態等の理解を深めることにつながる。また、家庭内の関係性（家族構成員間の相互作用が生じる家族システム）に着目し、問題を個人ではなくコミュニケーションパターンにあると捉え直すことは、家庭全体の課題解決やウェルビーイングの向上において重要である。

2-2 実践の価値基準

こども家庭相談のケースマネジメント実践は、目的意識をもち、明確な目標に向けた具体的な行動指針に従って取り組む。下図2のとおり、実践対象への実践目的を意識し、その目的が実現された5つのめざす「こども・家族の姿」を目標に、9つの行動指針に従って実践する。

実践の目的と行動指針（図2）



(1) 対象

こども家庭相談のケースマネジメントが関与する対象は、①要保護児童、②要支援児童・特定妊婦（以下、①②を「要支援児童等」と総称）、及び③法的な要支援児童等の定義には直ちに当たらないものの、こどもや家族のウェルビーイングとパーマネンシーの観点からケースマネジメントによる関与が必要と判断される妊産婦・子育て家庭・こども（本ガイドラインでは文脈に応じて「家庭」又は「本人」と総称）であると捉えられる。

※上記③の家庭にケースマネジメントが関与するために、③の家庭も要支援児童として受理すべきか要支援児童とせずに関与する方法をとるかは、今後の検討課題である。また、受理・関与せず他機関等を中心とした支援の後方支援にとどめるか否かの基準や具体例の整理も今後の検討課題である。

例えば以下のような事例は、「虐待の有無」や虐待の「リスク管理」の視点で判断すると、自治体によっては上記①②としての受理・関与に至らない可能性があるが、上記③として、地域包括的・継続的支援を担う市町村子ども家庭相談の目的に沿ったケースマネジメントによる関与が本来は必要だと考えられる。

※関与する具体事例は、複数自治体での試行を含む今後の調査研究等において引き続き検討を要する。

- ◇子育て不安が強く、経済的困窮等の生活課題も複合的に抱えているが虐待の事実確認には至らず、要対協に登録されてこなかった家庭（いわゆる「要配慮」の状態にある家庭）
- ◇保護者が自傷行為や希死念慮をほのめかしているが医療につながっておらず、子どもへの影響が懸念される家庭
- ◇就労等で保護者が不在がちな家庭で小学校高学年・中学生の子どもが慢性的に夜間ひとりで過ごしており、子どもの安全・安心に懸念がある状況の家庭（小学校低学年の場合と異なり放任虐待等としての受理に至りにくい場合もあるが、関与は必要と考えられる）
- ◇発達に特性や課題がある子どもがいるが家族関係は比較的良好で直ちに要対協登録には至らないものの、中学校への進学などの移行期に支援が途絶えるリスクがある家庭
- ◇外国籍の家庭が孤立し、言語の壁や文化的背景から支援につながれず、不登校、帰宅拒否、進路問題などが生じている家庭
- ◇ヤングケアラーの状態にある子どもがいる家庭（放任虐待としての受理には至らないが、保護者の精神疾患・アルコール依存等により、子どもが家庭内のケア役割を担っている状況など）
- ◇要対協ケースとして一時保護・措置を経て児童相談所が終結した後も、在宅生活の継続に向けて市町村の継続的な関与が必要な家庭

加えて、子ども家庭相談は、全ての家庭に対し、いつでも相談できる窓口として機能することを基本とし、上記③に当たる家庭への関与も含め、「虐待やそのリスクの高い家庭」に限定された運用から脱して住民サービスの一環として必要なときにつながれる存在をめざす。また、上記①②だった児童が一時保護や措置された場合も、地域で暮らし続けている家庭の支援や親子関係構築の支援等を児童相談所と協働実施するために関与を継続する必要がある。

【今後の検討課題】

本ガイドラインでは、ケースマネジメントが関与する対象として、「虐待の有無」「リスク管理」の視点では対象になりにくかった家庭も幅広く示しているが、実践モデルの試行等を通じて以下のような課題も整理する必要がある。

- ・ **態様の考慮**：自発的に相談に来る家庭／周囲が心配しているが支援を求めている家庭／市町村等の関与を拒んでいるがニーズ等の状況から関与が必要な家庭など、態様の異なる各家庭を、どの程度ケースマネジメントの対象とするか。
- ・ **判断の過程**：相談・通告を受けた際、インテーク段階でどのように関与の要否を判断するのか、受理した上でアセスメントして関与継続を判断するか。
- ・ **体制との適合**：実践に取り組む各自治体の対象人口の規模や職員体制、地域や各機関等との分担状況など、自治体ごとの差異を踏まえた対象範囲や関与濃淡をどのように設定するか。

(2) 目的

市町村子ども家庭相談の本来の目的や、子どもの基本的ニーズを踏まえ、本モデルは、「虐待・リスク」の判定や家族不在の保護的な運用のみへの偏りを避け、各家庭の包括的なニーズに基づく「子ども家庭相談」としてのケースマネジメントを実践し、子どもと家族のウェルビーイングの向上、子どものパーマネンシーの保障をめざす。ウェルビーイングとパーマネンシーは、子どもの最善の利益や心身ともに健やかに成長・発達する権利の実現、そのための基本的欲求の充足や安全の確保、家庭養育の優先、アイデンティティや自尊心の獲得の先にある自立の保障などを包含する。

目 的

子どもと家族のウェルビーイングの向上

(空間的・面的な目的)

子どもと家族が、心身ともに健康で、主観的な満足や安心感を持って生活できる状態を実現する。単に「虐待がない」という消極的な状態ではなく、子どもや家族の主観的な幸福度を高め、生き生きと暮らせる「より良い状態」をめざす。子どもにとっては、衣食住と安全が守られるだけでなく、家族との愛着関係を基盤に、地域とのつながりの中で体験を積み、自分らしさを認められながら自尊心を育てている状態を指し、家族にとっては、孤立せずに子育ての喜びや役割を感じながら、大切にされているという実感をもって日々の暮らしを送ることができる家庭全体の生活の質の向上を追求する。

子どものパーマネンシーの保障

(時間的・線的な目的)

パーマネンシーとは、「子どもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障である。子どもが自分に対してコミットしてくれていると感じられる存在であり、そこに所属していると感じられ、いつでも戻れる場所であり、いつでも頼ることができる1人以上の人との『つながり』である。それは周りの大人ではなく、子ども自身が定義するものであり、社会的・制度的に認められたものである。それはすべての子どもに対して社会が保障すべきものである」(畠山, 2023)
この定義にあるパーマネンシーを子どもに保障することをめざす。



安全の再定義

安全は、ウェルビーイングやパーマネンシーの前提条件となるニーズとして捉え、あらゆる形態の暴力やネグレクトからの保護、リスクの除去による安全確保にとどまらず、家庭全体の包括的なニーズを充足するための強みや周辺資源の強化・活用、サービス利用などの積極的な支援により、子どもや家族とともに「能動的な安全」を維持・構築する。

(3) めざす「こども・家庭の姿」(実践の目標)

市町村こども家庭相談におけるケースマネジメントの実践者(以下、単に「実践者」※)は、こどもの基本的ニーズが満たされ、ウェルビーイングとパーマネンシーが実現した具体的な状態として、次の5つの「こども・家庭の姿」が実現することを目標とする。

① こどもや家族の衣食住が守られ、心身ともに健やかに・安全に暮らせている

身体的・心理的な成長・発達に欠かせない基本的ニーズを満たすことができる栄養、衛生的環境、安定した住まいなどが確保されている状態。安全な環境が社会的に保障されている状況。

② こどもが家族を信頼し、家族からの愛情や関心を感じて安心している

こどもが家族との日々の関わり合いの中で心理的な安らぎや自分への関心を得られ、大切にされている実感や大人への信頼感をもっており、アタッチメントが安定した状態。

③ こどもが家族や親族、友人、地域の人たちにつながりや所属感を感じている

こどもが家族・親族や友人、地域とのつながりの中に自分の居場所があると感じ、そこに所属意識を持ち続けている状態。そのつながりが断絶されることなく将来も続く見通しを持つことができ、成長・自立しても、いつでも戻れる場所や頼れる人がいる。

④ こどもや家族が自分たちらしく日々の暮らしを楽しみ、満足している

こどもも家族も様々な遊びや体験、娯楽等を通じて楽しみをもち、毎日の生活の質(QOL)や主観的な満足感が高い状態。家族固有の「笑えること」や、自分たちの価値観に基づいた日々の暮らしの中で喜びを感じられている。

⑤ こどもや家族が自分の強みを活かし、役割や成長を感じている

こども・家族の個性や強みが活かされ、学校や仕事、地域、家庭内での役割を感じ、自己効力感を感じている状態。社会規範の中で課題や困難を乗り越える力を発揮し、自分なりに考えて選択し、感情や行動を調整しながら人や社会と関わっている。

※「実践者」

こども家庭相談のケースマネジメントは、こどもや家族との対等な協働関係(パートナーシップ)を築き、こどもや家族の主体性や自己決定を促しながら、こどもや家族とともに取り組む「関係性に基づく実践」であり、こどもや家族への一方的な支援ではないため、本ガイドラインでは、ケースマネジメントの担い手を「支援者」ではなく「実践者」と呼ぶ。

(4) 行動指針

実践者は、こどもと家族のウェルビーイング向上、こどものパーマネンシー保障を目的に、5つの「こども・家庭の姿」の実現をめざし、以下の行動指針に沿って行動する。

こどもや家族の主体性と権利の最優先

指針 1

- ❖ こどもや家族を支援の客体ではなく権利の主体と捉え、こどものことはこどもに、家族のことは家族に直接確認しながら、意思、ペース、拒否の権利を尊重する。
- ❖ 支援内容の決定や他機関等との情報共有は本人の意思決定や同意を原則とし、安全確保等の協議や対応に必要な場合に限って同意なく必要な範囲の情報共有を行う。
- ❖ 市町村による関与の目的や意図、守秘義務とその例外を率直に説明し、本人の主導権を確保し、状況や情報の整理を支援するなど、自己決定をサポートする。
- ❖ 安易な解決に逃げずに不確実な状況にも耐え、本人による決定を待つ姿勢を貫く。

こどもや家族との直接対話による透明性ある協働関係づくり

指針 2

- ❖ 家庭外からの情報だけで判断せず、こどもや家族と直接会って本人の言葉や態度から本人視点の「ものさし」や物語を理解し、批判やジャッジを避けて共感を示し、対等なパートナーとしての関係を築く。
- ❖ 市町村による関与の理由、今後の支援の進み方、関係機関への共有の要否やその後起こり得ることなどの見通しを率直かつ丁寧に説明し、透明性を確保する。
- ❖ ジェノグラムやエコマップを用いて、本人の言葉で状況やニーズ、周辺資源を一緒に確かめながら、サポートプラン等を用いて目標や互いの役割等を一緒に考える。
- ❖ 一方的に助言・指導してくる存在ではなく、大小の困りごとの解決に役立つ存在として実践者を認識できるように、実践者にできることを伝え、度々「御用聞き」するなど、家族が前向きに実践者に関わろうとするエンゲージメントを高める。

リスクの見守りではなく家族の「より良い状態」をめざす能動的支援

指針 3

- ❖ 虐待の有無の判定やリスクの管理だけを目的に受動的に見守るのではなく、こどもと家族のニーズ、安全・安心、つながり、主観的なウェルビーイング等に着目し、こどもや家族の「どうなりたいか」を起点に具体的な支援を組み立てる。
- ❖ 困りごとの軽減にとどまらず、小さくても前向きな変化や希望の実現につながる目標を家庭と共有し、その達成に必要な「見守り」以上の支援を能動的に調整する。
- ❖ 積極的にプランを見直し、少しでも家族の幸福感を高める周辺資源への働きかけやサービス調整を続け、こどもや家族の小さな変化を促し、見つけ、強化する。

家族固有の強みや周辺資源を活かした個別ニーズの充足

指針 4

- ❖ 専門職が一方的に定義するニーズではなく、こどもや家族の言葉による主観的な困りごと、希望、必要な配慮などを土台としたニーズを把握する。
- ❖ ニーズを充足できるこども・家族の強み、親族・知人や地域の周辺資源による関わりや支援を、ジェノグラム、エコマップ、family findings等で丁寧に洗い出す。
- ❖ 周辺資源との相談・調整を促し、ニーズ充足やレジリエンス向上を支援する。

いつでも何でも相談できる安心な場・人とのつながりの提供

指針 5

- ❖ 要対協登録の有無に関わらず、誰でも困った時に相談でき、プライバシーを確保して話を聴いてもらえ、支援や人につながる「安心な場・人」であり続ける。
- ❖ 相談の入口を広く開き、住民との接点を多く持ち、孤立を防ぐとともに、地域や機関等につながった後も丸投げせずにモニタリングし、家庭の状況に応じて家庭へのケースマネジメントによる関与度を上げる又は関与を再開する関係性を維持する。

家庭全体への多分野・多資源による包括的な生活支援

指針 6

- ❖ 家族のキーパーソンにのみ依存して支援を進めず、こどもや家族の個別の課題として切り離さず、保護者の状態、こども・きょうだいの状態、親子関係、三世代の家族関係や生育歴、家庭環境（経済・住まい等）、知人や地域の関わり（地域機関・団体との関係性）など世帯全体を俯瞰して捉え、包括的にニーズを明らかにする。
- ❖ 家庭全体の包括的ニーズに応じ、家族を中心に、要対協の関係機関に限らない様々な分野の資源を連結してサポートネットワークを形成し、家庭全体を支える。
- ❖ 育てる「親」である前に地域の「生活者」としての困りごとを聴き、対応する。

ライフサイクルや変化に応じた濃淡のある継続的な調整

指針 7

- ❖ 長期的な視点で、状況の変化に応じてケースマネジメントの関与度に濃淡をつけて柔軟に調整し、一時停止や再開を繰り返しながら、「包括的で長い伴走」を行う。
- ❖ 支援は一度の相談やつなぎ、サービス提供で完結するものではなく、継続的な支援調整や家庭の変化を前提に急かさず関わり続け、又は担当間・機関間で引き継ぐ。
- ❖ 終結は断絶ではなく、関与を薄める、他機関や地域へ引き継ぐ、必要時に再開できるよう備える「一時停止」のプロセスだと捉え、再相談の権利や関与の「再開」の可能性を家族と合意し、関与「再開」の基準を引継ぎ先の機関等に明確に伝える。

多くの家庭と接点を持ち続ける地域の体制づくり

指針 8

- ❖ 各家庭の周辺資源として不足する社会資源を地域で見つけ又は生み育てる。
- ❖ 個別支援の中で地域住民、保育所・学校、民生・児童委員、民間団体等と日頃から対話し又は定期的な対話の場をもち、資源の特性を十分に把握して、資源の強みを活かした支援や事業を一緒に考え、共創し、必要な財政支援等で体制を強化する。
- ❖ 地域資源を担う人からの相談（対応や運営等）に、市町村の関係部署とも連携してバックアップし、行政ではない地域だからこそできる身近な関わりや支援、緩やかな居場所提供などを尊重、広報支援する。

実践の評価に基づく持続的改善

指針 9

- ❖ 組織として下記による実践の評価を定期実施し、実践や体制を持続的に改善する。
 - ① ケースマネジメントの実施内容の各フェーズを、行動指針に沿って実践できているか（モデルへの忠実度、実践によるアウトプットの変化など）のプロセス評価
 - ② こどもや家族の良い変化・悪い変化（アウトカム）
 - ③ こどもや家族による主観的な満足等による評価

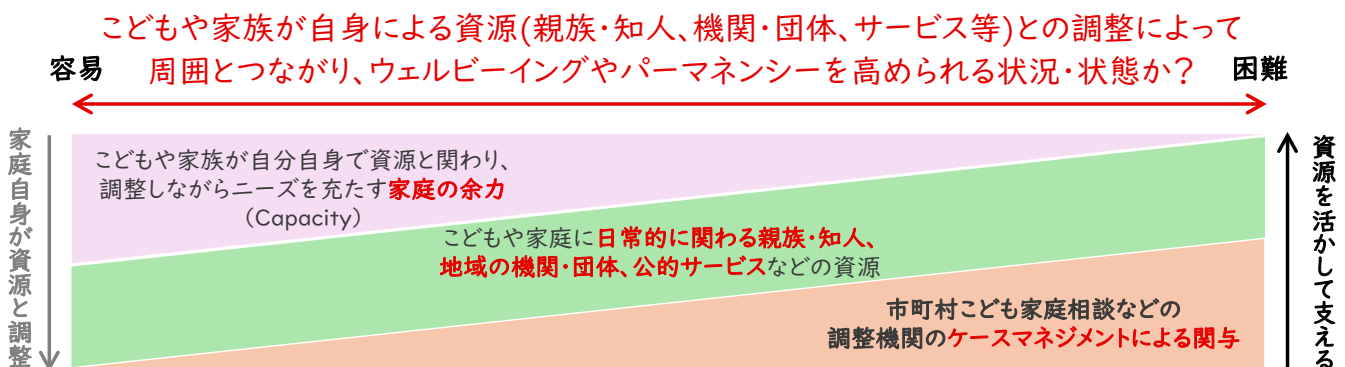
(5) ケースマネジメントの役割

ケースマネジメントは、人（子どもや養育者）が環境（資源）との交互作用によってニーズをみだす空間的・横断的マネジメントを何らかの理由で自分(家族)ではうまくできない時期に、代わりに専門職が、空間的・横断的マネジメントを継続性と連続性をもって調整する。家族のニーズを掘り起こし、家族が自らニーズをみだせない場合は、直接支援（相談）や資源とのリンクを行う。単体のサービスにつないで終わりではなく、何を目的に個々の支援を調整するのかを計画し、モニタリングして支援の調整や再アセスメントを行うなど、継続性と連続性をもって支援活動を続けていくケースマネジメントが必要。（畠山, 2023）



- ケースマネジメントの関与度は一定ではなく、子どもや家族が自身で周辺資源と関わりながらニーズを充たせる余力（子どもや家族の状態、ニーズの大小、家庭を取り巻く環境、周辺資源の多寡などで変化）の変動に応じて、関与度に濃淡をつけ続ける必要がある。
- 受理（ケースマネジメントによる関与を開始）した後、家庭の余力が大きい時（下図の左側）は、子ども自身や家族自身が、親族・知人、地域住民、機関・団体、公的サービス等の資源（環境）と調整しながら生活全般の安定を保ち、子どもの基本的ニーズを充たし、ウェルビーイングの向上やパーマネンシーの達成を図ることができる。
- 子ども家庭相談のケースマネジメントは、家庭の余力が少なくなる（下図の右側に寄る）ほど関与度を上げ、子どもや家族と対話しながら家庭内の調整や資源との調整を進める。
- 親族・知人、機関・団体などによる家庭への日常的な関わりや支援は、子ども家庭相談のケースマネジメントの関与度が高まったとしても、一定に維持・継続される必要がある。
- 子ども家庭相談のケースマネジメントによる関与の対象（p15-16：①～③）とした場合、子どもや家族との対話その他の情報から家庭の余力の程度をアセスメントし、また、支援の実施・調整等による家庭の余力の変化（左右への変動）をモニタリングすることにより、関与度に濃淡をつけながらケースマネジメントを継続する。

ケースマネジメントによる関与の考え方（図3）

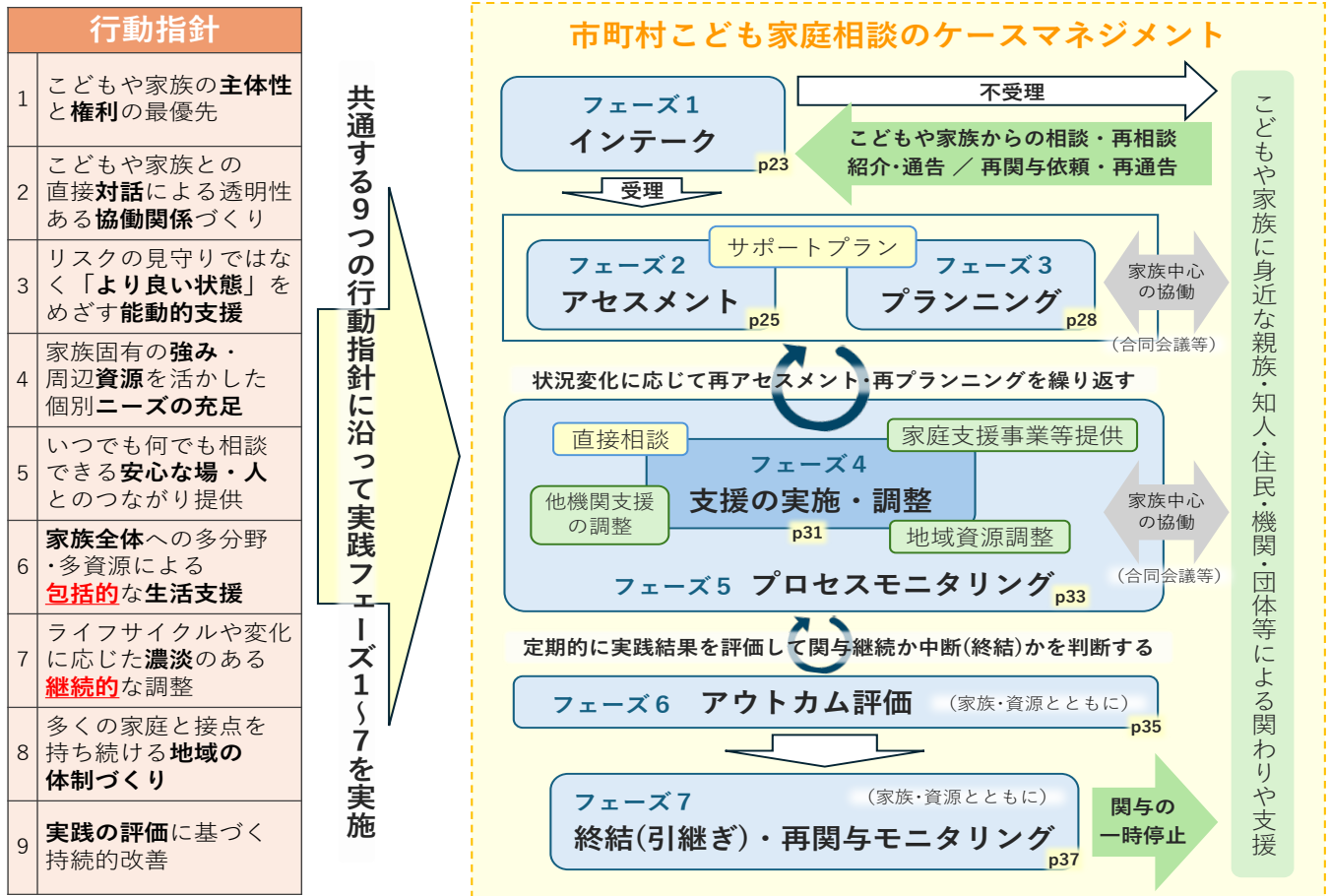


2-3 実践フェーズの関係性

※（ ）内はこども家庭センターガイドライン（こども家庭相談）の位置づけを参考に掲載

フェーズ 1	インテーク 家庭全体の状況・強み・周辺資源等を家族等からの把握し、受理/不受理等を判断する入口	(相談・通告の受付)
フェーズ 2	アセスメント 家族視点で語られるニーズや、ニーズを充たすための強み・資源等を調査・分析する	(受理会議・調査)
フェーズ 3	プランニング 対話を通じ、家族の言葉でめざす姿や大小の目標を一緒に考え、取組内容を合意する	(サポートプランの決定)
フェーズ 4	支援の実施・調整 家族と合意した支援の実施を調整し、家庭の状況・希望に応じて支援内容を調整する	(支援の実行)
フェーズ 5	プロセスモニタリング ニーズ変化や支援状況を把握し、再アセスメント（関与濃淡の見直し含む）につなげる	(進行管理)
フェーズ 6	アウトカム評価 客観的变化や家族の主観的变化から結果を評価し、継続/終結の判断や実践の改善を行う	(進行管理)
フェーズ 7	終結（引継ぎ）と再関与モニタリング 家族と合意して他機関等に引き継ぎ、家族自身や他機関等が状況変化をモニタリングして市町村に再相談・再関与依頼しやすい状態（具体的基準や機会・ルート等）をつくる。	(他機関等への引継ぎ)

ケースマネジメントの実践フェーズ（図4）



3 価値基準に基づく実践内容

フェーズ1 インテーク

- こどもや家族からの相談、関係機関等からの通告受付後に家族と面談する場面が、各家庭との**対等な協働関係（パートナーシップ）**を築き、**支援プロセスへの家族の関与（エンゲージメント）**を高めて「支援の入口」となるよう、
 - ・ 実践者ができることや関わる目的などについて**透明性**の高い率直な説明を行い、
 - ・ 実践者が関わることで生じうること等の**見通し**を示し、
 - ・ こどもと家族の**権利を尊重**して関わる姿勢を示す。
- 家族が感じる抵抗やスティグマを念頭に、安心して話せる**プライバシー空間**を確保し、**直接対話**しながら、**相談によるメリット**や関与の理由、**守秘義務とその例外等**も説明し、必要な場合は次の面談機会や**継続的な関わりにつなげる**ことを意識する。
- 子育ての不安や負担に限らず、**生活全般**の困りごとや、**家庭全体**の状況、親子関係、強み、つながっている人や周辺資源、「どうなりたいか」など、**こども・家族の言葉や語りに沿って聞きながら、段階的に把握していく。**
- 初回から、継続的な関与の視点と地域全体で支え続ける視点を持つ。
- 上記面談その他の収集情報から、通告の受理／不受理（受理してケースマネジメントによる関与を始めるか否か）を判断し、受理する場合は関与の濃淡を検討する。こどもや家族からの相談は、面談等の結果を踏まえて関与の濃淡を検討しながら、濃淡決定やプランニングに必要な情報を把握・分析するため、アセスメントに進む。

行動指針に沿った実践の視点

※まずは基本的な「ポイント」を押さえ、発展的に「自治体の実践例」も参照して取り組む。

視点1-1	こどもや家族の主体性と権利の最優先
ポイント	<input type="checkbox"/> 「言いたくないことは言わなくてよい」拒否権を保障し、本人（こどもと保護者それぞれ）が語る内容やペースを尊重して本人に主導権を委ねる。 <input type="checkbox"/> 話をよく聴き、誘導せず、事実を丁寧に確認する。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・「言いたくないことは言わなくていいですよ」という姿勢を基本としている。 ・本人から相談を受ける場合、面談場所等は基本的に相談者の意向に合わせる。 ・面接時には「ゆっくり考えていいですよ」と伝え、それでも答えが出なければ「また家庭訪問で聞きますね」と伝え、本人の言葉が出るのをゆっくり待つ。
視点1-2	こどもや家族との直接対話による透明性ある協働関係づくり
ポイント	<input type="checkbox"/> 初回面談から透明性のある説明（関与理由や見通し等）と共感的な対話を行い、実践者と本人が対等なパートナーとなる基盤を築く。 <input type="checkbox"/> 批判やジャッジをせず「一緒に取り組んでいく」姿勢を明確に示す。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・「こういった心配な連絡があったけれども、何かお心当たりがあるか、お困りではないか」という話から入るようにしている。 ・妊娠届出の初回面談は、行政に対するイメージにもつながるため、相談しやすい雰囲気になるように、また聞き取りが事務的にならないようにしている。 ・ジェノグラムを本人と一緒につくることで、家族の歴史を知ろうとする姿勢が伝わり、信頼関係の構築につながっている。

視点1-3	リスクの見守りではなく家族の「より良い状態」をめざす能動的支援
ポイント	<input type="checkbox"/> インテーク段階から本人の希望や「どうなりたいか」を丁寧に聞き取り、その後のプランでも本人が「なりたい姿」を重視していく方針を伝える。 <input type="checkbox"/> 家族が大切にしていることは、実践者から見て合理的でないように思えることであっても尊重し、考慮する姿勢を保つ。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが何に一番困っているのか、どうして欲しいのか、どうなりたいのかを共同で考えられる面談を行っている。こどもの育ちにおいて、他人がどうにかしてあげられるわけではなく、こどもの最善の利益・権利を保障できる環境を一緒に考えるようにしている。 ・サポートプランには、「母親」「父親」のそれぞれの想いを記入できる欄がある。まずはそれぞれの想いを確認している。
視点1-4	家族固有の強みや周辺資源を活かした個別ニーズの充足
ポイント	<input type="checkbox"/> 家族と対話しながら家族構成や周辺資源を把握し、家族の強みや、つながることが可能な資源の整理・分析に役立つ情報を幅広く収集する。 <input type="checkbox"/> この作業を通じ、自らの強みや周囲のサポートへの本人の気づきを促す。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・初回面談では、経済状況や家族との関係性、周囲のサポートの有無等を聞いている。 ・初回対応から本人や家族に聴きながらエコマップを作成し、どのような資源（親族、友人、地域の支援者等）があるか、誰に頼っているかなどを一緒に可視化している。
視点1-5	いつでも何でも相談できる安心な場・人とのつながりの提供
ポイント	<input type="checkbox"/> 安心して相談できる場所があること・人がいることを、要支援児童等だけでなく全ての住民向けに周知し、支援の間口（門戸）を広げる姿勢を示す。 <input type="checkbox"/> 受付窓口ではなく個室を確保し、圧力を与えない態度で接する。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターを「なんでも相談できる窓口」として住民の敷居を下げた。住民が「こどものことならまずここに相談できる」という安心感を持てるよう広報周知している。 ・全ての妊婦にサポートプランを手交する。現時点で不安や困りごとがない人でも、出産まで定期的に関わるようにし、相談しやすい体制をつくっている。
視点1-6	家庭全体への多分野・多資源による包括的な生活支援
ポイント	<input type="checkbox"/> 家族内や親族との関係、生育歴等を確認し、世帯全体の状況を把握する。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・面談では、ジェノグラムを作りながら三世代に渡る家族関係や生育歴を確認している。 ・母子健康手帳交付時に、時間をかけて家庭全体の情報を収集し、本人以外の家族も含めてジェノグラムを作成する中で、身近な資源等の確認を行っている。
視点1-7	ライフサイクルや変化に応じた濃淡のある継続的な調整
ポイント	<input type="checkbox"/> 継続支援の入口の意識を持って対話し、全て手伝える「スーパーマン」でも全て見守る「黒子」でもなく濃淡をつけながら関わり続けることをめざす。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・実践者は伴走支援することで不安軽減の手伝いはできるが、最終的には自身でも不安を和らげることができるように支援を行っている。 ・まずはしっかり濃く関わり、徐々に関わりを減らしていくことをめざしている。
視点1-8	多くの家庭と接点を持ち続ける地域の体制づくり
ポイント	<input type="checkbox"/> こどもや家庭とつながりのある機関や地域資源を把握し、こどもと家族を支える体制(social support network)づくりに必要な情報を収集する。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出の際に産科との連携に関する同意を得る。困りごとを解決するために他の専門機関に相談して良いかについても同意を得ている。 ・「みんなで少しずつサポートする」方針を学校に伝え、関係者間で連絡しやすくしている。学校が保護者に「センターに連絡して助けてもらったかどうか」と声をかけてくれている。
視点1-9	実践の評価に基づく持続的改善
ポイント	<input type="checkbox"/> 初回の家庭訪問や面談の内容を組織内で共有し、行動指針に照らして実践を振り返り、次回の面談等に活かすなどインテークの質を組織的に高める。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・経験の浅い職員の妊娠届出面談時は他職員とアセスメントして本人にフィードバックする。 ・訪問や面談は必ず二人体制で行い、対応や支援方針を複数の目で確認し、話し合っている。

フェーズ2 アセスメント

- 周囲や関係機関等からの情報だけで判断せず、**家庭訪問等による直接の確認**や対話を通じ、**家庭全体**の状況を十分に把握してアセスメントを行う。
- 虐待・リスクの有無を判定するためではなく、**めざす「こども・家庭の姿」(p18)の視点に沿った各家庭固有のニーズを包括的に把握する**。サポートプランを活用して家族と対話しながら、**希望する未来の姿(長期目標)**、その希望する目標と**現状とのギャップ**などを明らかにする。
- そのニーズを充足するために**役立つ可能性のある資源**(今ある周囲の親族・知人・住民・機関・団体・事業者等の関わり・支援／これから生まれ得る関わり・支援)や、**家庭と資源の関係性**を、こどもや家族を中心に置いた**ジェノグラム**や**エコマップ**を一緒に描くなどしながら丁寧に把握する。
- ニーズ(希望する目標とのギャップ)の充足に向け、**こども自身や家族自身ができること、ケースマネジメントによって行う必要があることを整理し、ケースマネジメントによる関与の濃淡**を検討するとともに、**目標達成に向けてつなげることが可能な資源**(今ある関わり・支援／これから生まれ得る関わり・支援)を特定していく。
- 生活やこども・家族、環境等の変化にあわせて再アセスメントを繰り返す。

〈ニーズアセスメントの視点〉

- めざす「こども・家庭の姿」(p18)とのギャップや、こどもと家族が希望する未来の姿(長期目標)と現状のギャップに着目しながら、こども・家族・親子関係・家庭環境等に関する**その家庭固有のニーズ(家庭全体の生活ニーズを含む)**を包括的に明らかにする。
- ニーズ充足に役立つ資源(「家庭内の強み」「周辺資源による関わり」「利用している／利用しうるサービス」等)が実際にその家庭固有のニーズを充たすために、**資源との間で必要な調整の内容**(家庭内の強みの強化方法、家庭と周辺資源の関係調整、資源への働きかけ、資源の利用支援など)を明らかにする。

行動指針に沿った実践の視点

※まずは基本的な「ポイント」を押さえ、発展的に「自治体の実践例」も参照して取り組む。

視点2-1	こどもや家族の主体性と権利の最優先
ポイント	<input type="checkbox"/> 本人のペースを尊重し、無理に答えを求めたり実践者の価値観を押し付けたりせず「なりたい姿」を自分なりの言葉で語れるようサポートする。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・相手には「全てに答えなくてよい」「言いたくないことは言わなくてよい」と伝えつつ、「でもあなたのことを知りたいから、時々聞きたいことを教えてください」と声をかけている。 ・実践者の理想や考えを押し付けつけるのではなく、何よりもこどもの気持ちや育ちを大切に、保護者の気持ちに耳を傾けている。
視点2-2	こどもや家族との直接対話による透明性ある協働関係づくり
ポイント	<input type="checkbox"/> 周囲からの収集情報のみをもとにアセスメントせず、こどもや家族と直接対話し、本人の「ものさし」を理解する。 <input type="checkbox"/> 本人の言葉が見える形で共有し、内容が合っているか本人に確認する。

自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者やこどもから沢山の話を聞いて、本当はどうしたいかを丁寧に確認している。 ・面談の中で、相手の人となりや、何を大事にする人かなどの考え方についても聞いている。 ・ジェノグラムやエコマップを家族と一緒に書きながら検討することで、困りごとを自然に共有できる関係性を築いている。
視点 2-3	リスクの見守りではなく家族の「より良い状態」をめざす能動的支援
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 実践者の関心事(リスク)を見守る方法などの消極的な検討にとどまらず、こどもや家族の関心事(例:「引越したい」「野球をやりたい)」を大切にしたい目標を一緒に考えて設定する。 □ 目標に向けてどのように一緒に取り組むか、実践者や周辺資源が能動的・積極的にできることは何かを、こどもや家族と話し合う。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクアセスメントに加えてニーズアセスメント(ニーズ明確化と支援検討)を行っている。 ・こどもが自分のために自分でやりたいと思えるようなサポートを心がけている。
視点 2-4	家族固有の強みや周辺資源を活かした個別ニーズの充足
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ ジェノグラムやエコマップを用いてこどもや家族と話して収集した強みや周辺資源の情報から、個別ニーズの充足に役立つ強みや資源を洗い出す。 □ こどもや家族と資源との関わりの強さなどの関係性を把握・分析し、支援や調整の取組内容につなげる。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの各事業によるこどもや家族との関わり状況と現状を確認し、家庭が持つ弱みや強み、今後の成長の見通しを家族と一緒に考え、目標や取組を決めている。 ・家族関係も見ながら、周囲から得られる支援を整理している。 ・リスクだけでなく、ICF(健康や障害を病名だけでなく生活のしやすさ・活動・社会参加等も含めて捉える国際生活機能分類)等を用いて家族の「強み」や地域資源を特定している。 ・家庭内の関係性や親族との関係性、サポートの有無等を聞いている。
視点 2-5	いつでも何でも相談できる安心な場・人とのつながりの提供
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ こどもや家族が既につながりを感じている人・地域・場所などの資源、過去につながっていた資源、今後つながりたい・つながりうる資源を洗い出し、安心を強めるつながりや頼り先を整理・分析する。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェノグラムやエコマップを一緒に書きながら、家族と資源の現在・過去のつながりや、今後つながりうる資源などを確認している。 ・妊娠届出時に全て聞くことはできないため、次につなげることを重視し、次の面談日を決めたり、プッシュ型でアンケート配布や情報提供を行うなどの接点を積極的に設けている。
視点 2-6	家庭全体への多分野・多資源による包括的な生活支援
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 家族のキーパーソンを入口につながる場合でも、家族内の力動関係やきょうだい児の状況などを含め、世帯全体の状況やニーズを包括的に捉える。 □ 子育ての課題だけでなく、地域の生活者としての家庭全体や家族それぞれの課題(例:生活環境、経済状況、保護者の疾患など)を把握する。 □ 玄関先で終える簡易な頻回訪問も関係構築に資するが、本人の理解を得て家庭内の生活の場にお邪魔し、家庭環境を直接把握する機会もつくる。 □ 家族の居住地にどのような資源があるか洗い出し、家族固有のニーズとの関係(ニーズ充足に役立つか等)を整理する。(地域資源アセスメント)
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェノグラムで縦の関係(世代間)を、エコマップで横の関係(資源との関係)を整理している。 ・家庭全体や三世代にわたる状況や周辺資源を把握するため、親の生育歴や、家庭を取り巻く支援者、親族の有無なども収集・アセスメントしている。 ・アセスメント時には、家族内の力関係を把握することを意識している。父母の関係(例:日頃の会話、子育て・家事の分担状況)やきょうだいへの関わりを把握することで、「虐待」という結果へのアプローチではなく、そこに至った背景や状況に対する支援を検討している。 ・経済的な状況は聞き出しにくいですが、皆さんに聞いている内容であることを前置きしつつ把握している。

視点 2-7	ライフサイクルや変化に応じた濃淡のある継続的な調整
ポイント	<input type="checkbox"/> こどもや家族への関わり・支援の進展、家庭状況・ライフステージの変化に応じて再アセスメントし、ケースマネジメントによる関与度を再検討する。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定妊婦で出産が近ければ、1か月後に状況を確認するなど、事例に合わせて再アセスメントの期間を設定している。 ・ 家族や保護者の状況に変化があった時、例えばパートナーの状態や仕事を辞めた等の家族形態の変化があったときは特に留意して関わっている。
視点 2-8	多くの家庭と接点を持ち続ける地域の体制づくり
ポイント	<input type="checkbox"/> 日頃から地域資源の特色や活動状況の把握(地域資源アセスメント)に努め、個別アセスメントの際も、つながることが可能な地域資源として考慮する。 <input type="checkbox"/> 家族とエコマップを描く中で家族固有のニーズに対する資源の不足部分を明らかにし、調整して補うべき又は開発するべき資源を検討する。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回から3回目あたりの家庭訪問や電話では、家族以外に相談できる場があるか、この家庭はどことつながっているのかを意識して確認する。 ・ サポートプラン作成時に、関わっている機関・親族等の資源を保護者本人に記載してもらう。担当者が想定していなかった機関等の名前が挙がることもあり、本人が「どの機関が支援に関わっている」と考えているかを知ることができる。
視点 2-9	実践の評価に基づく持続的改善
ポイント	<input type="checkbox"/> アセスメントの内容を、センター内の打合せや受理会議・合同ケース会議等を通じて複数の目で確認し、行動指針全体の中で偏りがないか振り返る。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若手職員の育成のために、こども家庭センター設置のタイミングで、アセスメントシートの導入やアセスメント共有会(会議体)を設定した。 ・ 合同ケース会議で面談や訪問時の状況を確認し、組織的にアセスメントする。妊婦は母子手帳交付時に共通の基準でアセスメントを実施し、該当者はシステムで管理した上で月1回の会議で支援方針を検討している。 ・ 妊娠届出時に経過観察が必要と判断したケースは、母子保健部門内での情報共有にとどまらず、統括支援員や児童福祉部門のスーパーバイザー職員が決裁ルートに入り確認している。これにより、その時点ではリスクが低いケースであってもリスクを見逃さず、必要となった際に早期に連携して支援を展開できるようにしている。

フェーズ3 プランニング

○プラン（目標や取組内容）を一緒に考えて共有する目的（目標を共有して同じ方向に進むこと、困りごとやニーズに合った相談や支援を進めること、スモールステップで変化を確認していくこと等）を**本人に説明・共有し、本人の同意**を得て進める。

○目標の合意

困りごと・希望・願い・めざす姿などを**本人の言葉**で書き取り、実践者が思うベストを押し付けず、本人と実践者が**同じ方向を向ける中長期的な目標**や、本人が取り組もうと思える具体的な**スモールステップの短期目標**（**どうなったことを次の評価時に確認するか**）を合意する。

○取組内容の合意

ニーズアセスメントの結果を踏まえ、こどもや家族と合意した短期目標を達成するために実施する取組内容を合意する。

①こどもや家族が取り組むこと

短期目標を達成するために、実践者や周辺資源の応援を得ながらこども自身や家族自身に取り組むことを一緒に考え、合意する。その際、苦手なことの克服に着目するよりも、それぞれが**自身や互いの強み**を認識できるよう働きかけ、強みを活かしながら例外的に**上手くしている場面**が増える、**上手くいっている家族内や資源との関係性**が強化される取組内容となることや、**その取組による小さな変化に焦点を当てていくことを念頭に置いて、取組内容の自己決定をサポートする。**

②実践者（こども家庭センター）が取り組むこと

家族固有のニーズを充たすための**直接相談や資源との間で行う調整**（家庭内の強みの強化方法、家庭と周辺資源の関係調整、資源への働きかけ、資源の利用支援など）の必要性や内容を具体的に説明し、合意する。個人だけでなく**家庭全体**の生活課題への支援も含める。支援や調整にあたって**必要な配慮**も盛り込む。

③他の機関・団体等が取り組むこと

地域資源との間で実践者が行う調整を通じ、関係機関やサービス提供主体（団体・事業者等）が行いうることを具体的に説明し、家族が行ってほしいと思う取組を合意する。個人だけでなく家庭全体の生活課題を視野に入れて取り組む。

○取組期間の合意

上記取組内容（①②③）に取り組む期間と次回のプラン振り返り時期を合意する。いつまで取り組んでみて振り返りや見直しを行うかを先に話し合い、その期間内にできる①②③の内容を相談してもよいが、取組内容（①②③）を先に話したほうが取組期間を考えやすい場合は、先に取組内容を考えた上で、取組期間を決める際に再度①②③の内容を微調整することも考えられる。

○他の家族や実践者以外の者へのプランの共有や、他の家族や実践者以外の者によるプラン策定・見直しへの参加は、こどもや家族の了解のもとで行う。

行動指針に沿った実践の視点

※まずは基本的な「ポイント」を押さえ、発展的に「自治体の実践例」も参照して取り組む。

視点 3-1	子どもや家族の主体性と権利の最優先
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 実践者が思うベストな内容ではなくても、子ども本人や家族本人の言葉で語られたニーズやプランの目標、取組内容を優先する。 □ 子ども本人や家族本人が「やってみよう」「ここならできるかも」と思えるスモールステップの短期目標や、目標に向けた取組内容を優先する。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の気持ちや困りごとを自分の言葉でサポートプランに書いてもらうようにしている。 ・家族本人の気持ちを大事に「ここくらいならできる」点を一緒に見つけるようにしている。 ・実践者から見て最善でないと思える選択でも、本人の自己決定権を認めながら対話している。
視点 3-2	子どもや家族との直接対話による透明性ある協働関係づくり
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 実践者側で判断を背負いすぎず、子どもや家族に決めてもらうことを基本とし、真剣に話を聴こうとする実践者と一緒に考えるプランニング過程そのものによる支援や対等な協働関係（パートナーシップ）づくりを重視する。 □ 中長期的なイメージを子どもや家族と共有して同じ方向を向き、実践者が行う取組の目的や家族にとってのメリットを明確に説明し、理解を得る。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートプランの作成にあたっては、家族本人が中長期的なイメージ像を持つことができ、それを目指していくためにサービスや支援を活用できるよう話し合っている。 ・サポートプランに、家族自身が大事にしていることや、こうなりたいと思う姿を書けることは、次の話し合いや家族との相談、支援につながる。 ・子どもや保護者と支援内容を共有できるよう見える化し、随時更新・確認している。
視点 3-3	リスクの見守りではなく家族の「より良い状態」をめざす能動的支援
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 子どもや家族の「どうなりたいか」（長期目標）を引き出し、子どもや家族が長期目標に向けて成功体験を積めるスモールステップ（短期目標）を定めて主観的に成長を感じられるプランニングを心がける。 □ 子どもや家族が「どういう状態になったら」「どう感じられるようになったら」目標に近づいたと評価するかを事前に話し合い、具体化しておく。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・「どのような妊娠期を過ごしたいか」を聴いても答えが出ない人に対し、答えが出ない理由を質問しながら多角的に探っていき、気持ちを本人の言葉で発信できるように支援している。 ・サポートプラン作成時は、「目標」「目指していくこと」を考えた後に「気になること」「希望すること」「困っていること」を考えていく順番で対話している。困りごとから聞いても出てこない場合があるため、国の様式とは順番を変えている。
視点 3-4	家族固有の強みや周辺資源を活かした個別ニーズの充足
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ アセスメントで整理した家庭固有のニーズを充たしながら短期目標に向けて取り組むために、プランニング過程で「周囲や地域にどんなサポーターがいるとよいか」を子どもや家族と相談し、実践者の取組内容を話し合う。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートプランを家族と一緒に作成する中で、「こういうときにこんな助っ人がいるといい」等の発想が広がり、地域資源を探ること・洗い出すことにもつながっている。
視点 3-5	いつでも何でも相談できる安心な場・人とのつながりの提供
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 子どもや家族が家庭全体として地域の機関や資源とのつながりを増やせる又は強められるような調整を計画する。例えば、子どもの居場所利用を調整する場合も単に「親の代わりに大人を見つける」ためではなく、居場所利用による家族の負担軽減や家族自身への相談支援、他のサービスの併用による効果など、家庭全体が資源と効果的につながるプランニングを意識する。 □ 家族とのプランの話し合いが進まない場合も無理強いせず、相談しやすい関係の維持を優先し、つながり続ける中で次回以降に改めて話し合う。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートプラン作成時は、あれこれ細かく聞いてその場で解決方法を考えようとはしていない。いきなり距離を詰めることはせず、何度も面談を重ねてプランを完成させている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートプラン導入時は、職員は地域のサポート役であることを丁寧に説明し、紙面に見える形で、サービス利用などを一緒に考えていきたいと提案している。初回で難しい場合は、お渡しだけして、後日記載してもらうこともある。強くお願いせず、次回以降に作成する。
視点3-6	家庭全体への多分野・多資源による包括的な生活支援
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 子育てに関する困りごとだけでなく、アセスメントで把握された家庭全体の様々なニーズに応じた多機関・他資源による支援内容を提案・説明しながらこどもや家族と話し合い、生活全体の質の向上をめざす。 □ 夫婦や親子が話し合う場を設け、家族内それぞれの役割を調整するなど、家庭内の強みが活かされるよう促す。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートプランには既存サービスの記載以外に空白の記入欄を設け、「この欄は夫婦で話し合っ書き込むところだから、今度までに話し合ってもらっていいですか？」と伝え、その結果を手書きしてもらって手交したこともある。家族の役割をはっきりさせることで、父親の姿勢に変化が生じた。
視点3-7	ライフサイクルや変化に応じた濃淡のある継続的な調整
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 関係機関・団体・サービス事業者が関わりや支援を行う場合も、こども家庭センターがプラン全体に責任をもって調整する立場であることを、実施されている取組について気になることはいつでも連絡がほしいことを伝える。 □ 短期目標に向けた取組によって状況が変わればプラン見直しの際に関与を増やす／減らすことを相談したいことを伝える。 □ 目標が達成された場合は関与を終結を相談する場合があることも家族と事前に共有し、終結時に「見捨てられた」と感じさせないよう配慮する。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートプランの見直し時期が3か月（又は6か月）後であることをプラン策定時に家族に伝え、記載した内容から家族の気持ちが変わったかどうか振り返るシートを運用している。
視点3-8	多くの家庭と接点を持ち続ける地域の体制づくり
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 各資源がどう関わるかをプランに明記してこども家庭センター以外の地域資源を支援体制に組み込み、各資源にプランを共有した場合に起こりうることを家族に説明して同意を得た上でプランを共有し、支援を調整する。 □ 地域の会議などを通じ、支援事例も参考に役立つ支援の内容や担い手などを官民や複数資源を交えて協議し、地域全体の支援体制を検討・構築する。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・姻族等からの支援がどの程度あるかも確認し、公的サービス以外の民間事業（家事支援等）も一緒に調べて支援を考えている。 ・本人の承諾が得られた場合、サポートプランを保育所、学校、児童相談所等にも共有する。今ある困り事に対してどういう支援をしていくのか足並みを揃えることができる。
視点3-9	実践の評価に基づく持続的改善
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ こどもや家族の主観的なニーズや家庭全体の包括的ニーズに対応する家族自身の取組や実践者の役割（直接相談／資源調整／等）をプランに盛り込めたか、こどもや家族と十分に話し合い、小さな変化を捉えられる短期目標を定められたかなど、行動指針に沿ったプランニングができたかを組織的に振り返る。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の家族面接の進め方について、他の職員が気づいた良い点を内部で共有している。 ・サポートプランの案は係長と統括支援員が内容を確認し、担当者が気づいていない地域資源がないか、自由記述欄を増やして利用したい支援やサービスを一緒に考えたほうがよいのではないかなど組織的に検討している。

フェーズ4 支援の実施・調整

- 実践者からの指示や押し付けではなく、こどもや家族と一緒に話し合ったプランに沿って具体的な支援の実施・調整（直接相談等による家庭内の強みの強化、家庭と周辺資源の関係調整、他機関や地域資源への働きかけによる支援の調整、家庭支援事業等の利用支援・提供など）を進める。
- こどもや家族と資源の間の調整にあたっては、資源（親族・知人・住民・機関・団体・事業者等）による関わりや支援の強みが活かされるよう留意し、周辺資源の状況や家族との関係性にも配慮しながら、**具体的な関わりや支援の内容を依頼**する。何らかの状況把握を依頼する際も「見守りお願いします」ではなく「何を確認・把握してほしいか」「どういう状況であれば市町村に連絡がほしいか」など、**状況把握が必要な具体的な内容や連絡依頼事項**を伝える。
- 資源による関わり・支援の調整や導入にあたっては、**当該資源と一緒に関わりや支援の内容を丁寧にこどもや家族に説明して意向を確認し、言いたいことを何でも言ってよいことを伝えて安心して発言できる環境をつくり、こどもや家族が自ら決定に関与していると思える話し合いをファシリテートする。**親族・知人等のインフォーマルな周辺資源との調整にあたっては、こどもや家族を囲んで応援する話し合いの場をもつなど、こどもや家族の同意のもとで調整を進める。こどもや家族の**本人同意や自己決定のもとで、要対協構成員以外の者や団体との協議・協働も進める。**
- 一般的な関係機関の関わり方やサービスの支援内容とは異なる希望をこどもや家族が語った場合、できる限り、その**希望に沿った関わり方や支援ができないか資源との調整を試みる。**こどもや家族が**接触を続けたい**と思える何らかのメリットを感じられる関わりや支援をめざす。家庭支援事業等の行政サービスである場合も、柔軟な対応の可能性を検討し、必要な場合は支援事業の要綱の改正等も検討する。

行動指針に沿った実践の視点

※まずは基本的な「ポイント」を押さえ、発展的に「自治体の実践例」も参照して取り組む。

視点 4-1	こどもや家族の主体性と権利の最優先
ポイント	<input type="checkbox"/> 実施される支援や調整は強制的なものではなく、こどもや家族に決定権があること、支援内容に関する希望を表明する権利があることをこどもや家族に説明し、支援の頻度や内容をこどもや家族とともに調整する。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・面談では自己決定を尊重し、支援する側が生活を定めるのではなく、本人がより良い選択ができるようサポートしている。「これをしなさい」と言う形ではうまくいかないことが多い。 ・個別ケース検討会議に家族が参加している。 ・サポートプランを使って困り事を聴く中で、精神的な不安定さを自分でも課題だと認識して「これからどうしていこうか」という話が出てきた。家族に大変な生育歴や特性がある場合でも、支援が進む中で早めの相談・入院等を本人が意識できるようになることを目指している。
視点 4-2	こどもや家族との直接対話による透明性ある協働関係づくり
ポイント	<input type="checkbox"/> アセスメント・プランニングを対等な協働関係で進めてきた関係性を基盤に希望や思いをこどもや家族に直接聴きながら、支援の実施・調整を進める。 <input type="checkbox"/> 資源側ができること等をわかりやすく明確にこどもや家族に説明し、こどもや家族が望む内容と擦り合わせてニーズ合った支援や関わりの内容になるよう調整することを通じて、家庭・資源・実践者の良好な関係を築く。

自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の希望や思いを聴き、どうすればその方向に進めるか話し合っただけで支援を調整している。 ・「このような心配があり、だからこういう支援や体制を組もうと思っている」といった支援の意図を率直に伝える。 ・サポートプランを用いて支援の見える化を行っており、サービスだけでなく、「予防接種は〇日」という点も記載することがある。必要な場合はその場で一緒に予約まで行う。
視点4-3	リスクの見守りではなく家族の「より良い状態」をめざす能動的支援
ポイント	□ 見守り中心の支援ではなく、家庭全体のニーズの充足や「こうなりたい」という希望の実現に向けた具体的な支援を実施・調整する。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家族は市町村と関わるメリットを感じにくいため、何らかの「お土産」（メリット）を提供でき、本人が多少なりともプラスを感じられる接触を持つことを支援と捉えている。 ・家庭ごとに状況や強み、課題は異なるため、「今よりもリスクが高まらない方法」「今より少しでも良い方法」を模索する。
視点4-4	家族固有の強みや周辺資源を活かした個別ニーズの充足
ポイント	□ 個別の支援・サービス等を導入する際は、資源の強みを活かした支援内容、子どもや家族の強みを高める支援内容となるよう（個別の提供計画が作成される場合はその内容に反映されるよう）、家族と資源の間の調整を行う。
自治体の実践例	・必要なサービスが地域に揃っていない場合、困りごとに対して今あるサービスを組み合わせることで負担を減らせないか探っている。
視点4-5	いつでも何でも相談できる安心な場・人とのつながりの提供
ポイント	□ 機関・団体等の支援が開始・拡充された後も、いつでも実践者に相談できることを子どもや家族に伝え続け、実践者から適宜連絡し、関係を維持する。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートプラン作成後も、「ここはできていて、ここはまだ心配があるから、またどうなったか教えてほしい」と伝え、「様子を見ています」「心配している」と伝わるようにしている。 ・これまでの経験から大人への信頼感が低く、相談できる関係性を誰とも結ばず生活している人も多いため、「一緒に考えよう」というフラットな立ち位置で信頼の回復をめざしている。
視点4-6	家庭全体への多分野・多資源による包括的な生活支援
ポイント	□ 定期的な状況把握においても、例えば、子どもの行動・母の疾患・父の就労・親子の関係・経済面など、家庭全体の状況やニーズの変化を把握対象とする。
自治体の実践例	・今あるサービスを大事にしながらも、保護者や子どもの様々なニーズに合わせて、メニュー（支援事業）の内容又は種類を拡充するなど、よりよく活用できるように常に考えている。
視点4-7	ライフサイクルや変化に応じた濃淡のある継続的な調整
ポイント	□ 支援の調整が進んでからも、子ども家庭センターとして継続的に関わる姿勢を保ち、職員の異動等も想定して複数職員による組織的な関わりをもつ。
自治体の実践例	・異動による断絶を防ぎ、「〇〇さんに相談できる」ではなく「子ども家庭センターに相談できる」意識を持ってもらうため、複数人や交代での訪問など顔見知りの職員を増やしている。
視点4-8	多くの家庭と接点を持ち続ける地域の体制づくり
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 調整・提供中の支援がある場合も、子どもや家族に関わる親族・知人、機関・団体等の様々な周辺資源との必要な接点が強化されるよう調整し続ける。 □ 個別支援を通じ、他の家庭の支援でも調整できるよう資源の強みと限界を把握して依頼の精度を上げ、無理なく補い合える支援ネットワークを築く。
自治体の実践例	<ul style="list-style-type: none"> ・行政から学校や保育所等に対して見守りを依頼しても、何を見守ったらいいのかわからないことが多いため、特に確認してもらいたい点を伝えるなど、丁寧にやりとりしている。 ・全ての保育所と幼稚園を年度初めに訪問し、子どもの特性や親子の現状、見守ってほしい点を具体的に共有し、何かがあったときにはすぐ連絡をもらえる関係が構築できている。
視点4-9	実践の評価に基づく持続的改善
ポイント	□ 支援の円滑な実施・調整の促進要因や障壁は何かなどを組織的に点検し、支援の実施・調整に関する実践内容の改善に活かす。
自治体の実践例	・訪問支援を導入したら訪問3回目に家族の評価を得て支援調整業務の改善に活かしている。

フェーズ5 プロセスモニタリング

- 資源による関わり・支援が開始又は拡充された後も資源に丸投げせず、次回のプラン評価・見直し（アウトカム評価）までの間も、定期的に家族や資源に連絡・面接し、関わりや支援の実施状況、**円滑な実施のために調整が必要な課題**などを把握する。
- 実践者や資源による相談や関わり・支援が子どもや家族の**意向から逸れていないか、権利を損なっていないか、短期目標（どうなったことを次の評価時に確認するか）に近づく変化を生じているか**などを確かめ、**現在の支援実施のベースとなっているプランの短期目標や取組内容に沿って「支援の実施・調整」の内容を軌道修正する。**
- 関わりや支援を行う関係機関や団体等に対し、実践者が定期的に「何を確認するか」を事前に具体的に伝え、資源側や家族構成員それぞれが感じている**子どもや家族の状況変化や資源との関係性の変化**、その根拠（子どもや家族の発言・行動など）を把握し、**資源との間での支援の調整や、短期目標を含むプランの定期見直しのための評価や再アセスメントに必要な情報を収集・整理する。**
- 問題が顕在化した時だけでなく定期的に子どもや家族と接点を保ち、継続的に実践者が**関わり続けている**ことが子どもや家族に伝わるよう、**子どもや家族の日常や出来事に関心を寄せて困りごとを定期的に伺う姿勢**を示しながら、家庭全体の状況や資源との関わりなどの評価や再アセスメントに必要な情報を適宜把握する。
- 家庭全体の状況を把握し、プランに定めた支援の調整ではニーズを充たせないとわかった場合は、ニーズ充足の取組を再考する**プランニングに戻り、家族と話し合う。**

行動指針に沿った実践の視点

※まずは基本的な「ポイント」を押さえ、発展的に「自治体の実践例」も参照して取り組む。

視点 5-1	子どもや家族の主体性と権利の最優先
ポイント	<input type="checkbox"/> 実施している支援の内容が本人の目標や意向から逸れていないか、支援の実施プロセスの中で本人の権利が守られているかを適宜確認する。
自治体の実践例	・支援の状況の評価して保護者に指導・助言するという立場ではなく、プランニング時に一緒に設定した短期目標（こういう変化があるかを確認しようと決めた内容）をフラットな関係で「一緒に確認して今後のこと（取組調整等）を考えましょう」という立ち位置を取っている。
視点 5-2	子どもや家族との直接対話による透明性ある協働関係づくり
ポイント	<input type="checkbox"/> 支援の状況は、実施主体の資源に対してだけでなく家族にも定期的に連絡や面談して確認し、調整が必要な課題や短期目標に向けた変化を把握する。
自治体の実践例	・サポートプランは基本的に3か月に1回見直しているが、保護者と相談しながら、もっと短い期間で見直す場合もある。 ・子育て世帯訪問支援事業の頻度や期間を定期的に家族と一緒に考え、柔軟に進めている。
視点 5-3	リスクの見守りではなく家族の「より良い状態」をめざす能動的支援
ポイント	<input type="checkbox"/> 目標に向けて子どもや家族の主観的な変化が生じているかも定期確認し、変化が生じた場合は見直し期限を待たずに再アセスメントに基づく再プランニングに進み、前向きな変化をさらに引き上げる能動的な進行管理を行う。
自治体の実践例	・サポートプランは、次回の訪問・面談時に持参してもらい、前回の内容を一緒に確認しながら「本人が思う進捗」を確認し、必要に応じて加筆・修正している。 ・サポートプランは主訴ごとに作成しており、例えば、虐待があった状態が前向きに変化し、育児の相談等に移行したら、そのタイミングで再度作成する。

視点 5-4	家族固有の強みや周辺資源を活かした個別ニーズの充足
ポイント	□ 家族と相談を継続しながら、家庭内の強みや周辺資源を引き続き把握し、強みの強化、不足する資源の開拓・調整による更なるニーズ充足をめざす。
自治体の実践例	・会話の中で、本人が今がんばっている部分については言葉で伝えている。 ・こどもの成長・発達に応じた期間で目標を設定することで、成長・発達によってできるようになることも踏まえて変化や頑張りや家族と共有し、プランの見直しを行うようにしている。
視点 5-5	いつでも何でも相談できる安心な場・人とのつながりの提供
ポイント	□ 「(実践者に) 会ったら困りごとを言わないといけない」と構えないよう、短い時間でも頻回に連絡・訪問をするなど、問題が顕在化していない時でも接点を保ち、いつでも相談できる・いつでも頼れる関係性を維持する。
自治体の実践例	・サービス利用の有無やサポートプラン作成の有無にかかわらず、初回面談後1か月程度で電話や面談して状況を確認している。その後の数か月も月1回程度の頻度で関わりを持つ。
視点 5-6	家庭全体への多分野・多資源による包括的な生活支援
ポイント	□ 支援の焦点としている特定の課題に限らずに家庭全体を俯瞰し、支援実施を通じて見えてくる家族それぞれのニーズを包括的に把握し、必要に応じて未実施の支援の提供・調整の必要性やその内容をこどもや家族と話し合う。
自治体の実践例	・就学児は教育委員会部門、未就学児は母子保健部門とともに、年3回、全件の進行管理会議を実施。さらに夏と冬の実務者会議で、庁外の要対協構成機関も加えた進行管理を実施。
視点 5-7	ライフサイクルや変化に応じた濃淡のある継続的な調整
ポイント	□ 支援状況を定期確認する中で、また、家族とプランを見直す際に、目標に向けた変化や目標の達成度を確認し、関与の濃淡の変更を家族と話し合う。 □ 関与の濃淡は、各資源の意見も踏まえ、必要なら個別ケース検討会議等を開き、家族と資源の関係性の中でニーズ充足できるかを検討して判断する。
自治体の実践例	・主たる支援機関を決め、毎月支援機関から報告してもらい、変化などがあれば実務者会議を開催している。途中で支援が行き詰った場合などはケース会議を開催し、方向性を見直す。 ・進行管理の中でリスクが高まったケースは、合同ケース会議でさらに検討することもある。 ・家庭が他機関とつながっており状況が安定していれば、無理に関与を続けることはしない。
視点 5-8	多くの家庭と接点を持ち続ける地域の体制づくり
ポイント	□ 実践者だけで状況を把握して家族の変化を促すのではなく、機関・団体等がこどもや家族の小さな変化を捉えるための観察視点を共有し、意識づける。
自治体の実践例	・こども家庭センターから学校に伝えるべき家庭の状況や特徴(強みを含む)は、こども1人に1冊の紙台帳に記載して学校に渡している。 ・こども家庭センターが全ての家庭の主たる支援機関になれるわけではないや、こどもや家庭の小さな良い変化を見逃さない視点などを約3年かけて学校長に説明して話し合った結果、「要対協がしてくれる」から「学校がこどもを見る」という意識に徐々に変わってきた。
視点 5-9	実践の評価に基づく持続的改善
ポイント	□ モニタリングが、対応漏れの事例や取組項目がないかを確認する形式的な進行管理だけではなく、9つの行動指針に基づいた状況把握になっているかを組織的に評価し、改善する。
自治体の実践例	・支援の見直しは、支援方針会議等で状況を共有して組織的に判断し、次の見直し時期も会議で決める。基本的には2か月に1回、状況変化があり支援内容を検討する事例は少なくとも1か月に1回、多職種で一緒に考えて合意することで、安心して支援を進められている。

モニタリングに関連する能力・姿勢：ネガティブ・ケイパビリティ (Negative Capability)

不可解な出来事や不確実な状況に直面した際、表面的な理解や即座の対応を避け、問題解決を急がない能力(帯木, 2017)。多様な考えやあり方を重視する、複雑な状況や不確実性に耐える又は受容する、早急に答えを求めないことなどが挙げられる(越川, 2022)。実践者が期待する大きな変化がすぐに生じない状況でも、実践者が急いで支援方法の変更等を判断するのではなく、こどもや家族との対話を続け、一見ネガティブな状況(変化が乏しい状況)にも耐え抜いて本人の主體的な変化に向けて関わり続ける姿勢が重要な場合がある。

フェーズ6 アウトカム評価

- プラン策定時に定めたプラン振り返り時期又は早めにプラン見直しが必要だと判断した時期に、モニタリング（フェーズ5）を通じてこどもや家族、各資源から把握してきた状況の変化を**具体的な言葉**にしてこどもや家族と共有し、**こどもや家族とともに、プランに基づく取組の達成度を評価する。**
- 評価結果に基づき、再びアセスメント（フェーズ2）とプランニング（フェーズ3）に戻ってプラン（短期目標、各取組内容）を更新することで**ケースマネジメントの濃淡を変えて関与を続けるのか、ケースマネジメントの関与を終結（フェーズ7）するのかを組織的に判断する。**
- めざす「こども・家族の姿」（p18）も踏まえつつ、**各家庭固有の長期目標・短期目標に向けた変化を評価する。**以下の評価軸のように、客観的な情報だけでなく、こどもや家族が感じている**主観的な変化**も踏まえて評価する。

〈評価の視点〉

- プランの短期目標に向けて、こどもや家族の強み、各資源が有効に機能したか
- プランの短期目標に向けて、どの程度のどのような変化が生じたか
- プランで定めた終結の目安があれば、それをクリアしたか
- 客観的な安全が高まったか、家庭全体の状況が目標としていた方向へ変化したか
- こどもや家族が感じる安心感・満足・希望(こうありたい目標)への歩みは進んだか
- 孤立の解消やつながりの構築・継続に向けた変化が生じているか
- こども自身や家族自身が資源と調整する力やストレングスが強まっているか

- アウトカム評価を行った結果を組織的に蓄積し、どのような実践や資源が目標達成に役立ったかなどを分析することにより、実践や地域の支援体制の改善に活かす。

行動指針に沿った実践の視点

※まずは基本的な「ポイント」を押さえ、発展的に「自治体の実践例」も参照して取り組む。

視点 6-1	こどもや家族の主体性と権利の最優先
ポイント	□ 取組の結果（こどもや家族の変化）をどのように感じているかをこどもや家族の言葉から把握し、関与の継続か終結か等をこどもや家族と話し合う。
自治体の実践例	・サービスを利用している家庭については、使ってみてどうだったか、希望に沿っていたか、利用の結果どのような変化があったか等の感想を直接確認する。その意見や要望から、関係機関との調整（例：ショートステイの利用回数の調整）や今後の支援の検討を行っている。
視点 6-2	こどもや家族との直接対話による透明性ある協働関係づくり
ポイント	□ 客観的な状況変化だけでなく、支援への満足度や主観的な変化をこどもや家族に率直に尋ね、直接聞き取るによりアウトカム評価の質を高める。
自治体の実践例	・虐待事例の終結は、主訴（例：父からの暴力）が解消され、支援体制が整い、一定期間暴力が再発していない客観的状況のほか、主観的な安心感なども聞き取って判断している。
視点 6-3	リスクの見守りではなく家族の「より良い状態」をめざす能動的支援
ポイント	□ プラン策定時に話し合った「どうなりたいか」の姿や希望（目標）にどの程度近づいたと思うかなどを尋ね、支援結果を評価する。

	<ul style="list-style-type: none"> □ 目標に近づいていない場合、どのような取組(家族の取組、実践者の取組)が足りていないかを話し合い、再アセスメント・再プランニングに進む。 □ 目標に近づいている場合は、その要因を一緒に考え、要因となった強みや成長、成功をこどもや家族と分かち合う。
自治体の実践例	・プランニング段階で「どうなったら好評価するか」を具体的に決めるようにしており、しばらく支援した後、実際に「そうだったか」「どのくらい近づいたか」を一緒に評価している。
視点 6-4	家族固有の強みや周辺資源を活かした個別ニーズの充足
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 目標達成やニーズ充足に向けて各資源が有効に機能したか、調整によってこどもや家族のストレングスが向上したかを分析する。
自治体の実践例	・サポートプランの見直しの面談では、支援の内容について「使ってよかったか」など各項目について保護者からの評価と職員側からの評価を行っている。
視点 6-5	いつでも何でも相談できる安心な場・人とのつながりの提供
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 相談できる場や人、安心して過ごせる場所や相手など、周囲とのつながりがこどもや家族の生活に定着し、孤立が解消されているかを評価する。
自治体の実践例	・支援の結果は、課題が解消したか、こどもの安心・安全が確保されたかのほか、継続して見守り支援する機関につながっているのかも含めて評価し、終結するかを判断している。
視点 6-6	家庭全体への多分野・多資源による包括的な生活支援
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ こどもや家族それぞれのニーズに応じた変化や資源とのつながりが生まれ、家庭全体が安心して生活できる状況に至ったかを包括的に評価する。
自治体の実践例	・新たに機関・団体等による支援が入るようになった、見守り体制ができた、主訴が解消された等を評価し、終結するか否かを判断している。
視点 6-7	ライフサイクルや変化に応じた濃淡のある継続的な調整
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ ライフサイクルの変化に合わせて実践者や資源が継続的に関わってきたことによる家庭内の強みの強化、考えや行動の前向きな変化などを確認する。 □ 「伴走」が単なる側面支援に矮小化されず、本来の伴走支援の目的（寄り添い続けること自体による相互作用の中での変化）が生じたかを振り返る。
自治体の実践例	・産後から産婦健診、乳幼児健診までつながり続けるようにしており、その中でどのような支援や関わりが役に立ったか、どのような変化が生じたかを家族と一緒に振り返っている。
視点 6-8	多くの家庭と接点を持ち続ける地域の体制づくり
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 資源の調整等によって当該家庭の継続的な状況把握や支援を行う体制が整い、それをこどもや家族も認識できているかを評価する。 □ 個別事例での調整や、地域資源の検討・開発等を通じて類似のニーズをもつ家庭に必要な資源が充実しているかも評価し、地域の体制づくりに活かす。
自治体の実践例	・「できる人が、できることを、できるだけ」やれるネットワークの構築を心がけている。
視点 6-9	実践の評価に基づく持続的改善
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ アウトカム評価の視点（や必要なら指標）を整理し、プランニングシートに評価欄を設けるなどして、より適切なアウトカム評価に取り組む。 □ 家族の主観や複数の職種の視点で取組の成果や課題を組織的に検討する。 □ 個々のアウトカム評価の記録を集め、どのような支援や調整が変化をもたらしたかなどデータ（エビデンス）を蓄積し、実践の質的向上につなげる。
自治体の実践例	・サポートプランの見直しの面談の場面では、支援の内容について「使ってよかったか」等、各項目について保護者からの評価と職員側からの評価を行っている。

フェーズ7 終結（引継ぎ）と再関与モニタリング

■終結（引継ぎ）

- 家族と一緒にいったアウトカム評価（フェーズ6）によってケースマネジメントの関与を終了できると判断した場合、プランで定めた目標を達成したこと又は目標に近づく変化が生じたことをこどもや家族と共有し、その背景（こどもや家族の行動の変化や取組・努力、資源との関係形成等）を具体的に分かち合い、関与を終結する。
- こどもや家族に対し、関与を終了する理由(上記)のほか、今後も家庭状況に応じて再関与がありうること、こどもや家族からの再相談も受け付けられることを伝える。
- 残された課題、今後も相談できる場や人、再相談の方法を丁寧に確認し、家族が「自分で相談する力」「自分で調整する力」を回復した・身に付けたことを確認してエンパワメントし、こども・家族の納得感を得て終結する。
- 終結はこども家庭センターとの関係断絶ではなく、他の機関・団体等や家族による調整力に引き継ぐ一時停止プロセスであること、こども家庭センターは「いつでも頼れる」場所であることを伝える。

■再関与のためのモニタリングに向けて

- 今後のライフステージ（こどもの成長、第二子の誕生、進学、思春期など）の変化に応じて再び関与が必要になりそうな時期や具体的な状況・状態を家族に伝え、その状況・状態をこども自身や家族自身がモニタリングして必要なら再相談するよう促す。
- 「どのような状況・状態」になったらケースマネジメントの関与を再開するかを、こどもや家族、周辺資源（親族・知人・機関・団体等）と合意する。「こどもに再び～の状態がみられた場合」「母親が～の状況になった場合」「こどもや家族が関与を求めた場合」など、観察可能な具体的な目安を合意し、その状況・状態になった場合、周辺資源からこども家庭センターや家族への連絡の手順・方法等を確認して終結する。
- こどもや家族、周辺資源から、再関与が必要な状況・状態になったとの連絡を受けた場合は、過去のケースマネジメントや終結時の記録を確認しながら、現状についてこどもや家族に直接確認して再びインテークやアセスメント（フェーズ1～2）を行い、ケースマネジメントの関与を再開させるかどうかを組織的に判断する。

行動指針に沿った実践の視点

※まずは基本的な「ポイント」を押さえ、発展的に「自治体の実践例」も参照して取り組む。

視点 7-1	こどもや家族の主体性と権利の最優先
ポイント	<input type="checkbox"/> こども自身や家族自身が目標に向けた変化や自分の成長を感じ、実践者による関与がなくてもよいと思えるか、資源との相談や調整を自分でできると思えるかなどを家族と話し合い、家族全員が納得のいく終結をめざす。
自治体の実践例	・自分で相談できる力を身につけているかどうかを確認して終結している。
視点 7-2	こどもや家族との直接対話による透明性ある協働関係づくり
ポイント	<input type="checkbox"/> 終結は関与の一時停止であり、いつでも再相談できることを明示する。

	<p>□ 終結により実践者と関係が断絶されるわけではなく、周辺資源による支援も続く見通しを伝え、安心感を確保し、対等な立場で関与終結を合意する。</p>
自治体の実践例	<p>・終結について説明が可能な方には、「こども家庭センターからのアプローチはひとまず終了するが、困りごとがあれば連絡してください」と明確に伝えている。</p>
視点 7-3	<p>リスクの見守りではなく家族の「より良い状態」をめざす能動的支援</p>
ポイント	<p>□ ニーズに自らの行動や資源調整で対処できるようになったことなど、家族の主観的な満足感や変化の自覚を確認し、エンパワメントして終結する。</p>
自治体の実践例	<p>・「虐待やリスクがなくなったから」終結すると家族に伝えるのではなく、困難な状況に家族が自分で対応できるようになったから終結するという前向きに伝えて終わっている。</p>
視点 7-4	<p>家族固有の強みや周辺資源を活かした個別ニーズの充足</p>
ポイント	<p>□ 実践者の関与で把握した又は強化されたこどもや家族の強み、資源との関係変化を家族や資源と再確認し、家族自身や資源側に調整役割を引き継ぐ。</p>
自治体の実践例	<p>・終結時には、こども・家族の強みや地域資源等を活かした今後の生活や見守り体制について確認し、周囲からの必要な関わりや支援が継続できるようにしている。 ・終結後も地域や学校等に家族への関わり継続を依頼し、支援が途切れないようにしている。</p>
視点 7-5	<p>いつでも何でも相談できる安心な場・人とのつながりの提供</p>
ポイント	<p>□ こどもや家族がつながりを感じている資源や、今後つながって頼ることができる人や場所をこどもや家族とも共有して引き継ぎ、こどもや家族が資源とのつながりを調整しながら暮らせるよう促す。</p>
自治体の実践例	<p>・終結後は所属機関や児童委員など地域による見守りが中心となることを家族に伝えている。</p>
視点 7-6	<p>家庭全体への多分野・多資源による包括的な生活支援</p>
ポイント	<p>□ 家庭全体の状況からみて終結時に残された課題を整理し、必要に応じて他の保健福祉部門（例：母子保健、生活保護、障害福祉、精神保健福祉）から提供される支援の枠組みでフォローを継続できるよう調整・引継ぎを行う。</p>
自治体の実践例	<p>・継続フォローを終了する場合、終結とともに通常の母子保健の定期面談で会うことになる。 ・終結にあたって、各分野(学校/障害など)の法律上の業務範囲で支援することを家族に伝えている。障害部門は障害福祉サービスを提供し、困りごとなどを重複して家族に聴取しない。</p>
視点 7-7	<p>ライフサイクルや変化に応じた濃淡のある継続的な調整</p>
ポイント	<p>□ 終結後は関与の一時停止であり、家庭状況の変化に応じた関与再開の可能性のあることをこどもや家族、資源に明確に伝える。 □ 今後のライフサイクルを通じて生じ得ることや具体的課題を家族や資源と共有し、家族自身や資源自身が再相談・再関与依頼を判断できるようにする。</p>
自治体の実践例	<p>・最終的に実践者がフェードアウトできることが重要だが、終結後も生活スタイルの変化や新たな課題について母子保健の定期面談でフォローを続けたり、関与を再開したりしている。 ・終結後も相談できる体制を維持し、必要に応じてサポートする前提で終結を行っている。</p>
視点 7-8	<p>多くの家庭と接点を持ち続ける地域の体制づくり</p>
ポイント	<p>□ こどもや家族の自己決定のもと地域資源と協働し、終結後も機能し続ける地域の支援体制を構築し、その支援体制の中で再関与の必要性を把握する。</p>
自治体の実践例	<p>・アセスメントシートを用いて終結理由を明確にし、家庭を取り巻く人や部署・機関に「どういふことがあれば連絡してほしいか」を明示的に依頼の上、要対協で了承を得て終結する。 ・終結後のフォローは、原則こどもの所属機関に関わりや見守りをお願いしており、所属機関がなければ、児童委員などをお願いするなど状況に応じて工夫している。</p>
視点 7-9	<p>実践の評価に基づく持続的改善</p>
ポイント	<p>□ 終結根拠(家庭の変化、資源とのつながり等)・再関与基準(具体的状態)が明確かなど行動指針に沿った終結プロセスを組織的に振り返り、改善する。</p>
自治体の実践例	<p>・「本当に市町村の関与継続が必要か」「他に支援があるか」など終結根拠を明確化している。 ・終結後の状況を踏まえた終結判断の評価や振り返りを行い、終結判断の改善を試みている。</p>

4 実践モデルに必要なツールの検討 ※今後の検討課題

(1) アセスメント・プランニングに必要なツールの検討

本ガイドライン（試行版）が示す実践モデル（p1～p38の内容）による実践の円滑で効果的な実施のためには、行動指針に沿ったアセスメント（フェーズ1）やプランニング（フェーズ2）を行うために必要な項目や流れを反映したアセスメントシートやプランニングシートが役に立つ。

今後、既存のサポートプランや児童記録票、過去の調査研究等で作成されたアセスメントシート等を含め、実践モデルガイドライン（試行版）による実践を試行する市町村の現場へのモデルの適応を進める中で、その市町村が活用しているサポートプラン等の既存ツールと整合をとりながら適切なツールの内容や活用方法を検討していく必要がある。

(2) 実践のプロセスや結果の評価に必要なツールの検討

本ガイドライン（試行版）が示す実践モデル（p1～p38の内容）による実践を試行する際は、実践モデルの水準（価値基準に基づく実践内容）に則った実践プロセスの評価と実践結果の評価の枠組みを設け、実践の改善に取り組みやすくする必要がある。それらの評価枠組みの整理は今後の課題であるが、まずは、一定の価値基準をもとに実践モデルガイドライン（試行版）が定めた各実践フェーズの実践内容をどの程度忠実に再現できているかを確認する指標（フィデリティチェックリスト）を整え、実践モデルの試行とプロセス評価に役立てる必要がある。

フィデリティチェックリストの作成にあたっては、「3 価値基準に基づく実践内容」（p23～38）の各フェーズのポイントに記載された内容（p40：図5に「行動指針に沿った各実践フェーズの実践ポイント」の要約を掲載）を候補に、実践モデルが示す実践内容を可能な限り漏れなく重複なく反映したものとする必要がある。

行動指針に沿った各実践フェーズの実践ポイント（図5）

行動指針		実践フェーズ						
		1	2	3	4	5	6	7
		インテーク	アセスメント	プランニング	支援の実施・調整	プロセスモニタリング	アウトカム評価	終結(引継ぎ)と再関与モニタリング
1	こどもや家族の主体性と権利の最優先	□ 拒否権を保障し、本人が語る内容・ペースを尊重して誘導せず主導権を本人に委ねる p23	□ 本人のペースを尊重し、価値観を押し付けず「なりたい姿」を自分の言葉で語れるようサポートする p25	□ 実践者の考えより家族本人の言葉で語られたニーズや目標を優先して設定する p29	□ 支援は強制でなく家族に決定権があることを説明し、頻度や内容を家族とともに調整する p31	□ 支援内容が本人の目標・意向から逸れておらず権利が守られているかを適宜確認する p33	□ 取組結果をこどもや家族の言葉から把握し、関与の継続か終結かをこどもや家族と話し合う p35	□ 家族が自分の成長を感じ自分で資源調整できると思えるかを話し合い、納得できる終結をめざす p37
2	こどもや家族との直接対話による透明性ある協働関係づくり	□ 初回から透明性ある説明と共感的対話で(批判やジャッジせず)対等なパートナーの基盤を築く p23	□ 周囲からの情報だけでなく家族と直接対話して本人の「ものさし」を理解し、確認内容を本人と共有する p25	□ 家族に決めてもらうことを基本とし、中長期的イメージを共有して同じ方向を向く p29	□ 協働関係を基盤に家族の希望を聴きながら支援を進め、家庭・資源・実践者の良好な関係を築く p31	□ 支援主体だけでなく家族にも定期的に連絡・面談して確認し、課題や短期目標への変化を把握する p33	□ 客観的な変化だけでなく主観的な変化を直接聞き取りアウトカム評価の質を高める p35	□ 終結は一時停止であることを明示し、周辺資源による支援継続の見通しを伝えて安心感を確保する p37
3	リスクの見守りではなく家族の「より良い状態」をめざす能動的支援	□ インテーク段階から「どうなりたいか」を聞き取り、家族が大切にしていることを尊重する p24	□ リスク管理ではなく家族の関心事を大切に目標を設定し、能動的にできることを話し合う p26	□ 「どうなりたいか」を引き出し、長期目標に向けスモールステップの短期目標を家族と具体化する p29	□ 見守り中心ではなく家庭全体のニーズ充足や希望の実現に向けた具体的支援を実施・調整する p32	□ 主観的な変化も定期確認し、前向きな変化があれば見直し期限を待たずに再アセスメントに進む p33	□ 「どうなりたいか」(目標)に近づいた度合いを尋ねて達成状況や不足要因を家族と評価し分かち合う p35	□ 家族が自ら資源調整や相談をできるようになった変化への自覚を確認し、エンパワメントして終結する p38
4	家族固有の強みや周辺資源を活かした個別ニーズの充足	□ 家族と対話しながら家族構成や周辺資源を把握し、強みやつながれる資源の情報を幅広く収集する p24	□ ジェノグラム・エコマップを用いて強みや周辺資源を洗い出し、家族と資源の関係性を把握・分析する p26	□ アセスメントで整理したニーズを踏まえ、「どんなサポーターがいるとよいか」を家族と相談する p29	□ 資源の強みを活かし、家族の強みを高める支援内容となるよう家族と資源の間を調整する p32	□ 相談を続けながら強みや周辺資源を把握し、強みの強化や不足資源の開拓でニーズ充足をめざす p34	□ 目標達成・ニーズ充足に向けて各資源が有効機能し家族のストレングスが向上したかを分析する p36	□ 強化した強みや資源との関係変化を家族・資源と一緒に再確認し、調整役割を引き継ぐ p38
5	いつでも何でも相談できる安心な場・人とのつながりの提供	□ 安心して相談できる場として全住民に周知し、個室を確保して圧力を与えない態度で接する p24	□ 家族がつながっている・今後つながりうる資源を洗い出し、安心を強めるつながりや頼り先を整理する p26	□ 地域機関・資源とのつながりを増やし強める調整をプランに盛り込み、家族の同意のもと進める p29	□ 資源接続後も実践者に相談できることを家族に伝え続け、家族へ適宜連絡して関係を維持する p32	□ 問題が顕在化していない時でも短い接触を頻回に保ち、いつでも相談できる関係性を維持する p34	□ 相談できる場・人など周囲とのつながりが生活に定着し孤立が解消されているかを評価する p36	□ 家族がつながれる資源や頼れる人・場所を確認し、家族が引き継ぎ資源と調整して暮らせるよう促す p38
6	家庭全体への多分野・多資源による包括的な生活支援	□ 家族内や親族との関係・生育歴等を確認するなど、世帯全体の状況を把握する p24	□ 包括的に把握した世帯全体の状況・生活課題から、家庭内の状況や各資源との関係をアセスメントする p26	□ 家庭全体の多様なニーズに応じた多機関・多資源の支援を提案し、生活の質の向上をめざす p30	□ こどもの行動・保護者の疾患・就労・親子関係・経済面など家庭全体を定期把握の対象とする p32	□ 支援実施を通じて新たに見える家庭全体のニーズを把握し、追加支援の必要性を家族と話し合う p34	□ 家庭全体に資源とのつながりが生まれ、安心して生活できる状況に至ったかを包括的に評価する p36	□ 終結時に残る課題を整理し、他の保健福祉部門のフォローが継続されるよう調整・引継ぎを行う p38
7	ライフサイクルや変化に応じた濃淡のある継続的な調整	□ 全て手伝えるスーパーマンでも全て見守る黒子でもなく濃淡をつけて関わり続けるための対話を始める p24	□ 関わり・支援の進展やライフステージの変化に応じて再アセスメントし、関与度を再検討する p27	□ センターがプラン全体に責任を持ち、変化に応じて関与濃淡の見直しや終結判断することを家族に伝える p30	□ 資源接続後もセンターとして継続的に関わる姿勢を保ち、人事異動を念頭に複数職員で家族に関わる p32	□ 定期把握で変化や達成度を確認し、関与濃淡の変更を家族や資源の意見も踏まえて判断する p34	□ 継続関与の相互作用による強みの強化や前向きな変化を確認し、関与目的が達成されたか振り返る p36	□ 終結後に生じうる課題や関与再開可能性を伝え、家族・資源が再相談を自ら判断できるよう共有する p38
8	多くの家庭と接点を持ち続ける地域の体制づくり	□ こどもや家庭とつながる機関や地域資源を把握し、支援体制づくりに必要な情報を収集する p24	□ 日頃から地域資源の特色を把握し個別支援に役立てながら、不足資源を明らかにして開発を検討する p27	□ 資源の関わりを明記したプランを家族同意のもと資源と共有し、支援を調整して支援体制を構築する p30	□ 資源との接点強化を続けて資源の強み・限界を知り、依頼精度を上げて関係良好なネットワークを築く p32	□ こどもや家族の小さな良い変化を捉える観察視点で各資源に共有し、変化の強化・促しを意識づける p34	□ 支援体制が整っていることをこどもや家族も認識できているか評価し、地域体制づくりにも活かす p36	□ 家族の自己決定で多様な地域資源と協働し、終結後も機能する体制を築いて再開と機会を捉える p38
9	実践の評価に基づく持続的改善	□ 初回面談内容を組織内で共有し、行動指針に照らして振り返ってインテークの質を組織的に高める p24	□ センター内会議等で複数の視点でアセスメントを確認し、行動指針全体の中で偏りが無いか振り返る p27	□ 主観的・包括的なニーズに応じてスモールステップの短期目標や取組を定めたかを組織的に振り返る p30	□ 支援の実施・調整の促進要因や障壁を組織的に分析し、実践内容を改善する p32	□ 9つの行動指針に基づいた状況把握になっているかを組織的に評価し、実践内容を改善する p34	□ プランに評価欄を設けるなど評価方法を確立し、アウトカム評価データを蓄積して実践の質を高める p36	□ 終結根拠・再開基準の明示など、行動指針に沿った終結プロセスを組織的に振り返り改善する p38

5 実践を下支えする基盤 ※今後の検討課題

実践モデルに沿ったケースマネジメント実践を円滑に実施する環境づくりのため、以下 5-1～5-7 の検討項目を中心に、実践モデルと合わせて又は実践モデルの一環として、今後どのような環境を充実させていくかを検討する必要がある。

※5-1～5-7 の内容は現時点の仮の洗い出しであり、市町村や都道府県で推進していく実践環境づくりの焦点について、引き続き検討する必要がある。

5-1 市町村の組織体制

早期から様々な家庭と接点を持ち、ケースマネジメントによる関与が必要か否かを検討するためにも、こども家庭センターにおける母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を充実させることや、関係機関その他の地域資源との日常的な接点をもって地域の支援体制を検討・充実させる必要がある。そのためには、一体的支援の推進を担う統括支援員とともに、地域資源開拓等の支援体制づくりをリードする役割を誰が担うのか整理し、庁内・庁外の関係者が協働する包括的支援体制を着実に構築できる組織体制が必要となる。小規模自治体での専門職配置や人員確保が困難な構造が続いており、広域化や他の事業・機関（地域子育て支援拠点、利用者支援事業（基本型）、社会福祉協議会、児童家庭支援センター等）との積極的な機能分担（業務委託等を含む）など、自治体規模に応じた柔軟な体制の検討が期待される。なお、そのような検討が可能となる国の施策・事業の設計が引き続き求められる。

5-2 人材育成

こども家庭相談を担う人材の育成においては、キャリアラダーの明確化等による専門職としての人事管理が課題といえる。長期配置や類似部門でのローテーションが難しい段階では、人事異動を前提に複数人やチームで家族に関わる体制づくりも重要となる。また、スーパービジョンや OJT の体制について様々な制約から市町村単独で実施が難しい場合、複数市町村での合同実施（グループスーパービジョン等）などの適切な育成のあり方を都道府県や児童相談所（市町村支援児童福祉司等）も交えて検討することも必要といえる。経験を積んだ実践者との同行訪問・同行面談を積極的に行い、一人ひとりの実践での気づきを組織として共有・蓄積する取組が有効と思われ、この点も単独自治体内で限界がある部分は事例検討やロールプレイ等を複数自治体で行って意見交換できる機会の充実に向けた自治体間の連携や都道府県等による後押しが期待される。人材育成の目標となる実践の水準を明確にするためにも、本ガイドラインが示す実践モデルの実践プロセスや実践結果を評価できる枠組みを整備し、専門職としての成長を可視化する仕組みが今後必要といえる。なお、これらに関連する国の法定研修等のあり方の検討、都道府県等の研修企画者養成の充実、実践モデルの提示や関連指針の整理なども引き続き求められる。

5-3 地域資源開拓と家庭支援事業等整備

地域の実情や各家庭の多様なニーズに応じてプランニングするためには、各家庭の日常を支える地域の様々な機関・団体・住民活動等による関わりや支援の充実や、それが個別の家庭とつながる仕組み、それぞれが可能な範囲の関わりや支援を市町村の実践者とともに検討・整理・共有しておく場などを備える必要がある。また、地域資源の強みを活かした公的なサービスとして家庭支援事業を充実させ、資源の活動基盤をさらに強化して支援体制を整備していく取組が求められる。個別の実践における地域資源との接続は要対協構成機関だけに依存するのではなく、こどもや家族の同意や自己決定に基づき、住民・地域団体・NPO・民間事業者なども含む多様な主体と協働し、また、エコマップで把握した個別家庭の不足資源を地域全体の資源開発につなげるためには、地域資源開拓（把握・連携推進・開発）業務を行政のみで抱え込まない視点も必要といえる。地域子育て支援拠点や社会福祉協議会など地域の住民や団体に密着した主体と協力しながら、各エリアの資源状況の把握・マッピング、資源間の連携促進、担い手の検討を含む支援事業の協議・整備を進めることが有効と考えられる。なお、これらの地域資源開拓や事業整備に関する業務の推進を可能とする職員配置や委託業務に対する国の補助金等の充実も引き続き求められる。

5-4 業務効率化

こども家庭相談を担う職員が、本ガイドラインの実践内容を円滑に進めるためには、こどもや家族との対話や地域資源との協議等の相談業務に当てる時間を確保しなければならない。要対協の会議の準備や運営のための事務・連絡調整、支援事業の管理等の事務、経過記録やシステム入力等の事務を効率化していく必要がある。ICT活用による記録等の効率化のほか、事務クランク職員等の配置による事務作業や連絡調整の集約、要対協の実務者会議の実効性と効率性を高める運用の改善など、複数の角度から業務効率化を進めることが求められる。また、インテークにおける不受理の基準や具体例の明確化、ケースマネジメントの関与度の濃淡調整（特に、どんな場合に淡い関わりとしてよいか）の具体化、終結基準の明確化などを進めることも、重点的な関与が必要な家庭に対する業務時間を生み出すことにつながる。なお、これらを推進するための国の業務効率化や事務職員等の配置補助の充実や、本モデルとしての不受理や終結等の基準や具体例の検討、要対協の会議運営の実効性・効率性を高める要対協設置・運営指針の改正の検討なども引き続き求められる。

5-5 包括的な支援調整の仕組み

こども家庭センターが包括的支援の中核を担うためには、複合的なニーズを抱える家庭に対し、どの分野の機関等が接点をもった場合でも必要な相談や支援が届く「横のつながり（包括的支援）」の仕組みを整える必要がある。そのためには、住民との接点や入口の充実に加え、その先で複合ニーズに対するアセスメントや支援調整

を、家庭と接点をもった各機関又は調整を担う機関が適切に進め、自機関で対応できるニーズと他機関での支援が適切なニーズを振り分け、円滑に引き継ぐ仕組み等の検討・充実が求められる。こうした包括的な支援調整の仕組みを機能させるためには、各市町村固有の地域資源の実情（地域の機関・団体が担っている機能や体制の充実度・専門性、こども家庭センターと地域の連携枠組み等）を踏まえ、その市町村に合った仕組みづくりを官民協働で検討・推進していくことが期待される。なお、国においても、本ガイドラインが示す実践モデルの発展として、自治体規模ごとの組織体制や地域資源の状況も踏まえた支援調整の仕組みや振り分けのあり方などを、こどもや家族の視点に立って整理・提示することが課題といえる。

5-6 継続的な引継ぎの仕組み

本ガイドラインが示しているライフサイクルに応じた切れ目のない継続的支援を実現するためには、家庭の余力（家庭全体の包括的ニーズ）の高低に伴ってこども家庭相談のケースマネジメントによる関与を受理又は終結（一時停止）して他機関や地域資源等との間で対応や関わり・支援を引き継ぎ合う「縦のつなぎ（継続的支援）」の仕組みを十分に整える必要がある。ニーズの高低の変化や年齢・学年によって支援が断絶することがないように、こども家庭センターと他機関・地域資源等が並走しながら引き継ぎ合う仕組みづくりを、こどもや家族の同意や主体性を基本に、各市町村固有の実情を踏まえて官民協働で検討・推進していくことが期待される。なお、国においても、本ガイドラインが示す実践モデルの発展として、自治体規模ごとの組織体制や地域資源の状況も踏まえた継続的な引継ぎの仕組みのあり方などを、こどもや家族の視点に立って整理・提示することが課題といえる。

5-7 都道府県による市町村支援

都道府県には、市町村こども家庭相談の実践を底上げするために、以上 5-1～5-7 で触れた体制整備・人材育成・地域資源開拓・家庭支援事業等整備・業務効率化に必要な情報の提供や、複数市町村の情報交換・取組検討の場づくり、研修の企画と実施、個別市町村への相談対応などが求められる。特に、人材育成や家庭支援事業等の整備において、複数市町村での学びや取組検討の場づくり、近隣市町村の担い手の把握や活用、相談業務や支援事業の共同実施、それらの担い手となりうる社会的養護資源との協議などを含む広域調整は、都道府県固有の機能を活かした重要な市町村支援業務といえる。各市町村の実践者は、より良い実践環境づくりのために都道府県や児童相談所に担ってほしい役割などを都道府県等と協議し、円滑な相談業務のための基盤を整えていくことが期待される。なお、国においては、本ガイドラインが示す実践モデルの価値基準や実践内容を都道府県にも共有し、市町村支援業務に反映するよう促すことや、都道府県や市町村支援児童福祉司等が担う必要がある市町村支援の役割や具体的業務を明確化して提示することが課題といえる。

引用文献

- Berg, I.K. (1994) *Family-Based Services: A Solution-Focused Approach*. New York: W.W. Norton.
- Bronfenbrenner, U. (1979) *The Ecology of Human Development: Experiments by Nature and Design*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- de Shazer, S. (1985) *Keys to Solution in Brief Therapy*. New York: W.W. Norton.
- Germain, C.B., & Gitterman, A. (1980). *The Life Model of Social Work Practice*. New York: Columbia University Press.
- 仏国政府保健省 (Ministère des Affaires sociales et de la Santé) (2017) 「Démarche de consensus sur les besoins fondamentaux de l'enfant en protection de l'enfance (児童保護におけるこどもの基本的ニーズに関するコンセンサス報告書)」. パリ：フランス保健省.
- 帚木蓬生 (2017) 『ネガティブ・ケイパビリティ——答えの出ない事態に耐える力』朝日新聞出版.
- Hartman, A., & Laird, J. (1983). *Family-Centered Social Work Practice*. New York: Free Press.
- 畠山由佳子 (2023) 子どもの最善の利益とパーマネンシーの価値. 畠山由佳子・福井充 (編著) 『パーマネンシーをめざす子ども家庭支援——共通理念に基づくケースマネジメントとそれぞれの役割』岩崎学術出版社, pp.1-24.
- 柏女霊峰 (編著)・藤井康弘・北川聡子・佐藤まゆみ・永野咲 (2020) 『子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援の可能性——社会福祉のニーズと実践からの示唆』福村出版.
- こども家庭庁 (2024a) 「こども家庭センターガイドライン」について (令和 6 年 3 月 30 日こ成基発 0330 第 2 号・こ支家発 0330 第 4 号) .
- こども家庭庁 (2024b) こども家庭審議会児童虐待防止対策部会 (第 5 回) 資料 3 「市町村の機能強化に向けた施策の方向性について」.
- こども家庭庁 (2024c) 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について (令和 6 年 3 月 12 日こ支家発 0312 第 1 号)、(別添) 都道府県社会的養育推進計画の策定要領.
- こども家庭庁 (2025) 市区町村 (こども家庭センター等) 状況調査の結果について (令和 6 年 10 月 1 日時点)
- 越川陽介 (2022) 見通しの立たない時代の歩き方を考える：メンタルヘルスの未病とネガティブケイパビリティ. 『日本未病学会雑誌』 28(2), pp.59-63.
- 厚生労働省 (2016) 児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について (通知) (平成 28 年 6 月 3 日雇児発 0603 第 1 号) .
- Maslow, A.H. (1943) 'A theory of human motivation'. *Psychological Review*, 50(4), pp.370-396.

- Maslow, A.H. (1954) *Motivation and Personality*. New York: Harper & Row.
- 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング (2023) 『こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究報告書』 (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課委託事業) .
- 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング (2025) こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について報告書 (令和 6 年度子ども・子育て支援調査研究事業) .
- National Association of Social Workers (2013). *NASW Standards for Social Work Case Management*. Washington, D.C.: NASW Press.
- OECD (2009) *Doing Better for Children*. Paris: OECD Publishing.
- OECD (2021) *OECD Family Database: Child Well-being*. Paris: OECD. Available at: <https://www.oecd.org/els/family/database.htm> (Accessed: 2025).
- Rapp, C.A., & Goscha, R.J. (2006). *The Strengths Model: Case Management with People with Psychiatric Disabilities* (2nd ed.). New York: Oxford University Press. [田中英樹 (監訳) (2008) 『ストレングスモデル——精神障害者のためのケースマネジメント 第 2 版』 金剛出版]
- Rapp, C.A. and Goscha, R.J. (2012) *The Strengths Model: A Recovery-Oriented Approach to Mental Health Services*, 3rd edn. New York: Oxford University Press.
- 坂野憲司 (2016) 相談援助の理論と方法 I 第 3 版 (社会福祉士シリーズ 7) . 柳澤孝主・坂野憲司 (責任編集)、福祉臨床シリーズ編集委員会 (編)、弘文堂.
- 社会保障審議会児童部会 (2016) 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告 (提言) .
- 鈴木秀洋ほか (2022) 『令和 3 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 市区町村の要保護児童対策地域協議会等に関する調査研究報告書』 (厚生労働省委託、株式会社リベルタス・コンサルティング) .
- 高橋重宏 (1998) 『子ども家庭福祉論——子どもと親のウェルビーイングの促進』 放送大学教育振興会.
- UK Government (2026) *Working Together to Safeguard Children 2026: A guide to multi-agency working to help, protect and promote the welfare of children*.
- White, M., & Epston, D. (1990). *Narrative Means to Therapeutic Ends*. New York: W.W. Norton.